

平成25年版

小諸市環境白書

(小諸市第2次環境基本計画年次報告書)



(懐古園 小諸八重紅枝垂)

小 諸 市

環境白書の発刊にあたって



私たちのまちは、緑豊かな山々や清らかな河川など豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの地域で多様な生態系が保たれ、貴重な生物も生息しています。これらの美しく豊かな自然から多くの恵みを享受していることを認識し、この貴重な財産をより良い状態で将来の世代に引き継いでいくことが私たちに求められています。

しかし、今日の環境問題は、都市・生活型公害などの身近な問題から、地球温暖化、生態系の劣化など地球規模の問題に至るまで、私たちが日々の暮らしの中に利便性や豊かな暮らしを求め、環境に過大な負荷を与え続けてきた結果であることを認識し、常に環境に対する関心と理解を深め、環境に配慮した行動を実践していく必要があります。さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う津波、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験し、自然の持つ脅威を実感させるとともに、深刻な電力不足に陥り、自然エネルギー等の再生可能エネルギーの普及・促進についてより一層の強化が求められるなど、エネルギー問題について注目が集まっています。

小諸市では、平成24年3月にこれまでの実績や市民の皆様からの、ご意見、提案等を踏まえ、「第2次小諸市環境基本計画」を策定し平成33年までの環境に関する施策の方向性を示しました。

「第2次小諸市環境基本計画」に基づき、より良い環境の保全と住みやすいまちづくりに努めていきます。

本書は、平成24年度における小諸市の環境保全に関する施策の実施状況等を取りまとめたものであります。本書が、多くの皆様の環境への関心と理解を深め、日常生活や事業活動において環境に配慮した取り組みを行っていただくための一助となれば幸いです。

平成25年12月

小諸市長

柳 田 剛 彦

目 次

第1章 小諸市の概況

1 自然条件	1
2 社会条件	4

第2章 環境の状況

1 大気環境	6
2 水環境	11
3 騒音、振動	20
4 土壌	22
5 悪臭	22
6 化学物質	22
7 地球温暖化	27

第3章 第2次小諸市環境基本計画の概要

1 計画の目的	29
2 計画の期間	29
3 施策の体系図	30

第4章 第2次小諸市環境基本計画における施策の 実施状況

1 豊かな自然環境が育まれるまちに	31
(1) 生物多様性の保全	31

(2)	森林・農地の保全	3 1
(3)	水と緑の保全	3 3
(4)	自然とのふれあいの推進	3 3
2	健康で快適に暮らせるまちに	3 4
(1)	景観の保全	3 4
(2)	緑化と美化の推進	3 4
(3)	歴史的文化遺産の保全	3 5
(4)	水資源の確保と水の安定供給	3 6
3	安全で安心なまち	3 6
(1)	大気環境の保全	3 6
(2)	水環境・土壌環境の保全	3 8
(3)	騒音・振動対策	3 9
(4)	有害化学物質対策	3 9
(5)	さまざまな公害への対策	4 0
(6)	廃棄物の適正処理	4 0
(7)	廃棄物の資源化	4 0
(8)	不法投棄対策	4 1
(9)	交通環境の整備	4 1
4	地球環境に配慮した暮らしをするまち	4 2
(1)	「共に取り組む CO ₂ 削減計画小諸」「エコオフィスこもろ」 の推進	4 2
(2)	低炭素社会への移行推進	4 3
5	自ら学びみんなで協働して創るまち	4 5
(1)	環境学習の推進	4 5
(2)	環境に配慮した活動の推進	4 5

参考資料

1	小諸市のごみ処理状況	4 7
2	環境基準及び規制基準	5 1
3	環境用語の解説	6 1
4	小諸市環境審議会委員名簿	6 4
5	小諸市公害防止監視員名簿、環境懇談会名簿	6 5

第1章 小諸市の概況

1 自然条件

(1) 位置・地勢

小諸市は、長野県の東部に位置し、雄大な浅間山の南斜面に広がり、市の中央部を千曲川が流れ、その範囲は東西 12.8 km、南北 15.4 km、東京からは直線にして約 150 km、長野市からは約 40 km、高崎市からは 60 km の距離にあり、上信越自動車道等高速交通網の整備により、首都圏及び長野市方面への近接性が増しています。

市域は、東は御代田町に、西は東御市に、南は佐久市に、北は群馬県嬭恋村の 2 市 1 町 1 村と接しています。

市街地の多くは、市南部の標高 1,000m 以下の地域に位置し、浅間連峰南斜面である市北部は主に山林となっています。

古くから人馬の往来が盛んな北国街道交通の要所の城下町として、近代には産業のまちとして栄え、島崎藤村をはじめとする多くの文化人のゆかりの地としても知られています。

図 1-1-1 小諸市の位置

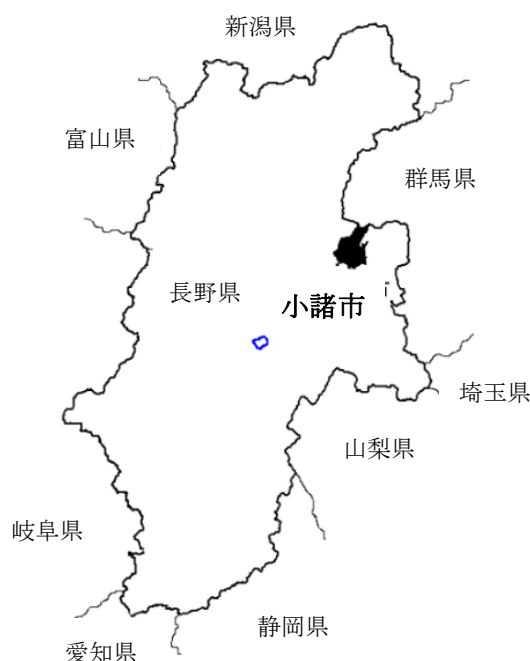


表 1-1-1 市庁舎の位置

市の面積	98.66 km ²
標高	679.995 m
東経	138° 25' 45"
北緯	36° 19' 26"

(2) 気象

小諸市の気候は、標高が 600m 以上という高原地域であるとともに、佐久平の盆地地形であることから、山岳的気候と内陸的気候をあわせもった気候となっています。

平成 24 年度の平均気温は 10.7℃で、8 月の平均気温は 23.7℃、1 月の平均気温は -1.9℃で、最高気温は 34.1℃ (7 月)、最低気温は -13.7℃ (1 月) と寒暖差があります。年間降水量は 794.5mm と少なく (平成元年から平成 23 年までの年間平均降水量は 922.0mm)、晴天率が高く 1 年間の快晴もしくは晴れの日の割合は 6 割程度と高く、太陽光発電の適地となっています。気温の経月変化を図 1-1-2、経年変化を図 1-1-3、降水量の経月変化を図 1-1-4、経年変化を図 1-1-5 に示します。平均風速は 2.7m/s でした。

第1章 小諸市の概況

図1-1-2 気温の経月変化

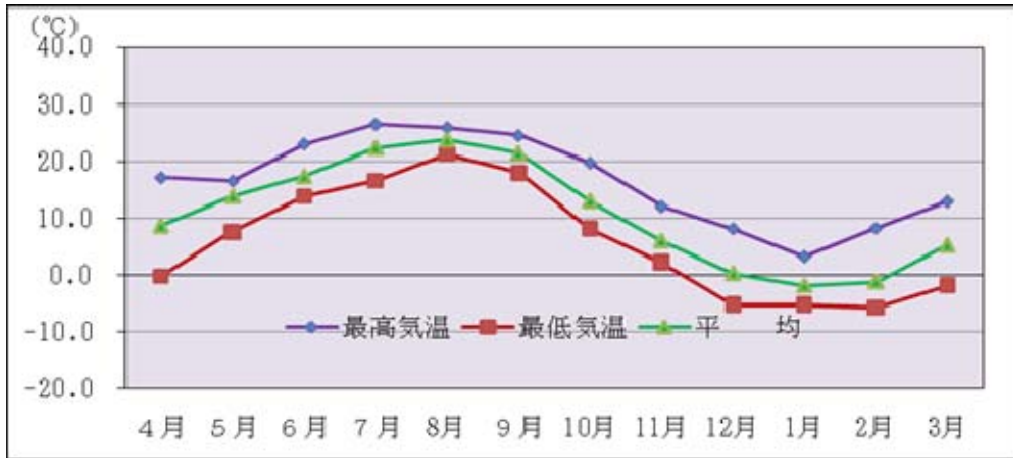


図1-1-3 気温の経年変化

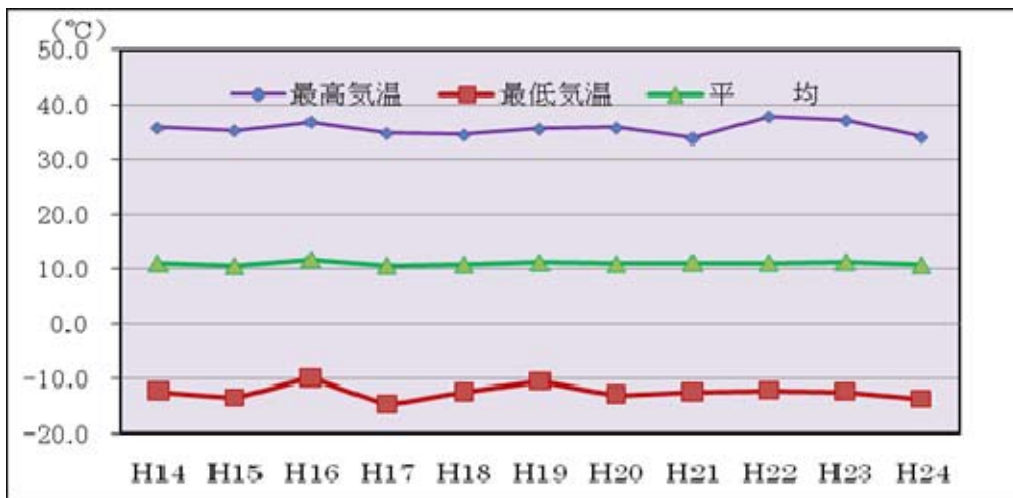


図1-1-4 降水量の経月変化

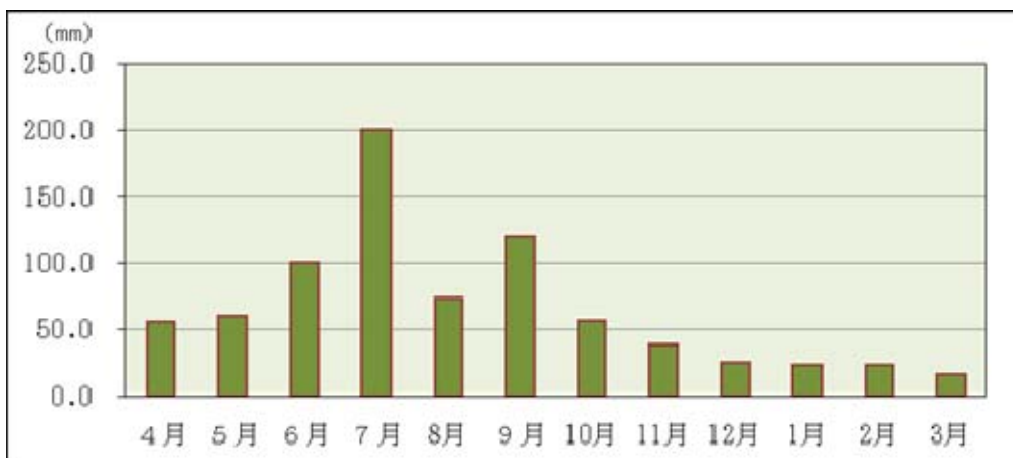


図1-1-5 降水量の経年変化

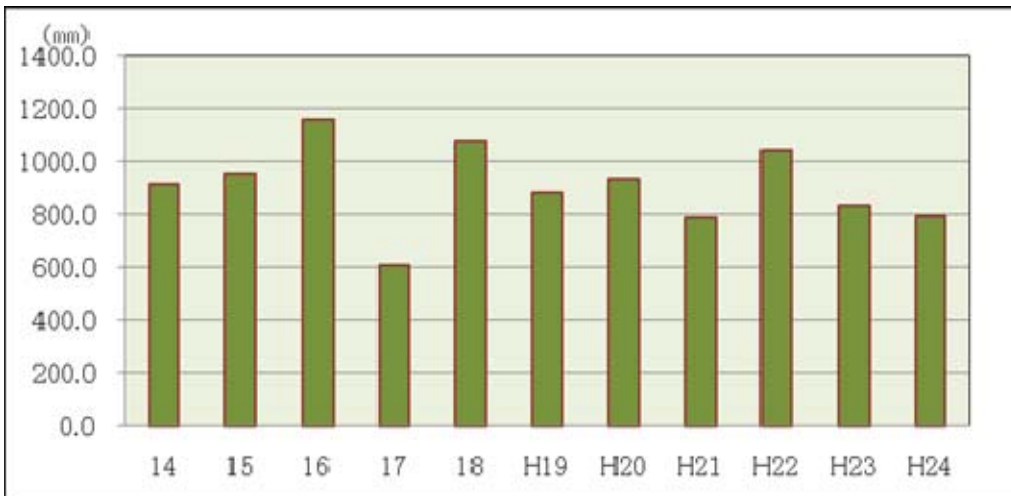


図1-1-6 風速の経月変化

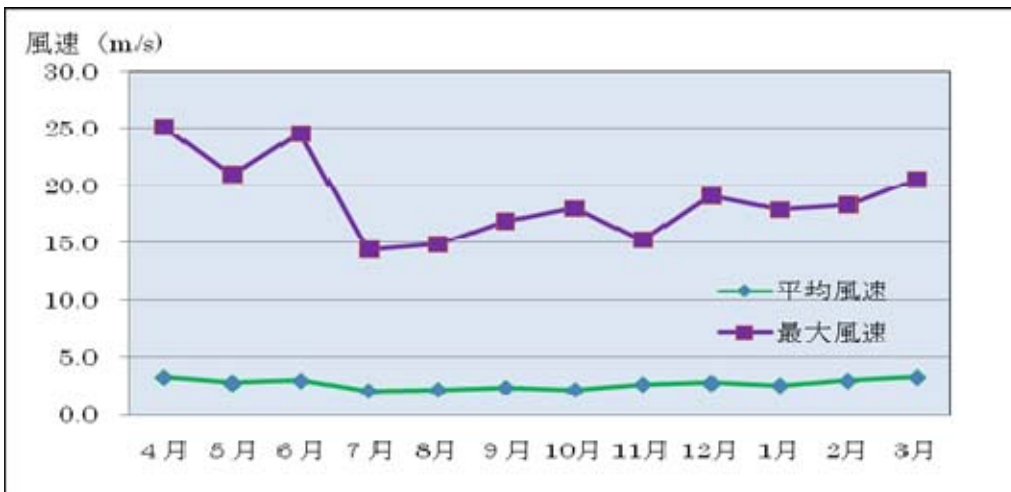
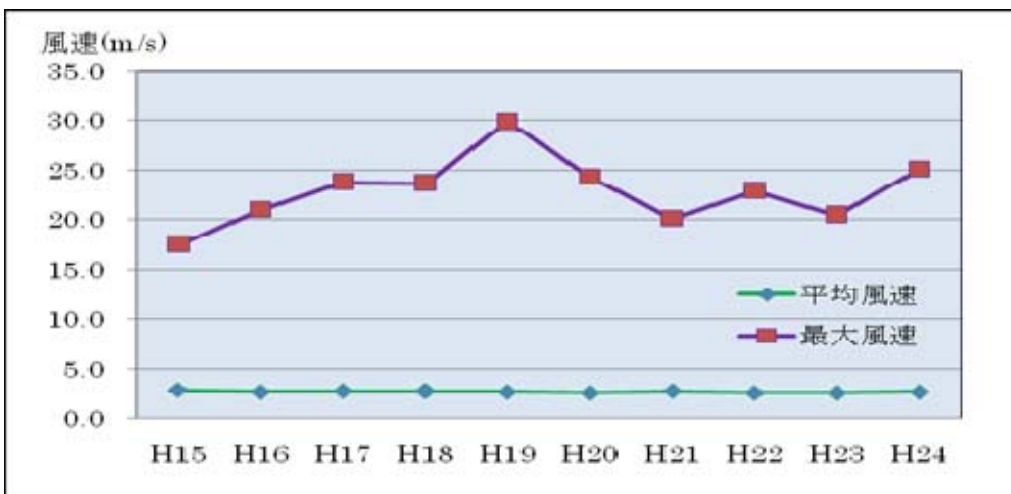


図1-1-7 風速の経年変化



2 社会条件

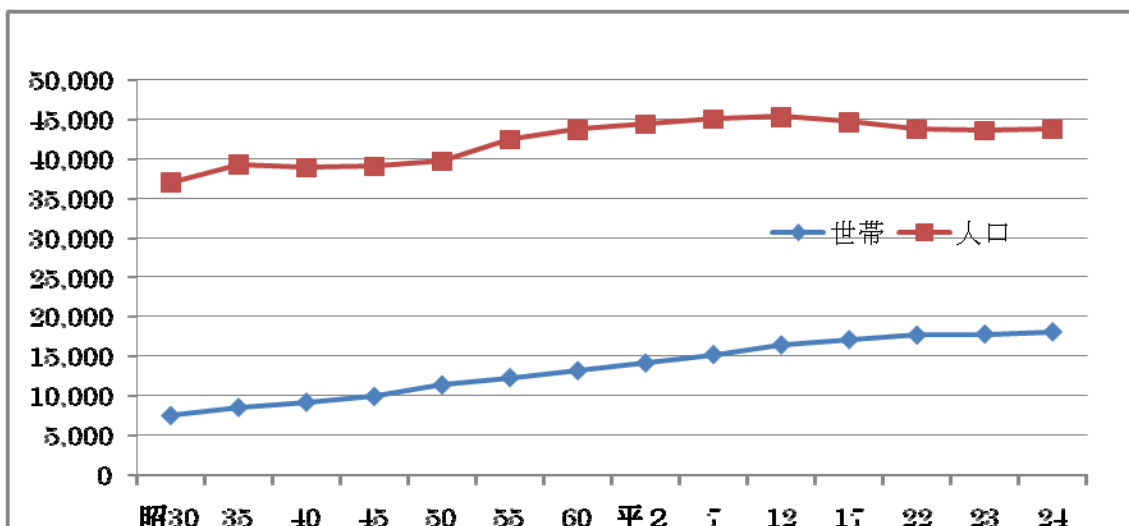
(1) 人口

平成25年10月1日現在の本市の人口は43,717人（前年比115人増）、世帯数は18,128世帯（前年比278世帯増）です。また、1世帯当たりの人員は2.41人（前年比0.03人増）です。

人口の推移をみると、昭和48年ごろから緩やかに人口が増加し、昭和51年10月には4万人を超えました。その後も増加傾向で推移し、平成11年の45,385人をピークに、その後は緩やかな減少傾向に転じています。

これに対し、世帯数は一貫して増加傾向で推移しており、核家族世帯の増加が進んでいます。（図1-2-1）

図1-2-1 人口の推移（各年10月1日現在）



資料：市民課

(2) 土地利用

平成25年1月1日現在の土地の地目別面積をみると、宅地10.7%、山林30.3%、田13.0%、畑23.0%となっており、宅地が徐々に増加し、農地が減少する傾向にあります。宅地は主に千曲川右岸の標高600～800mの地域に集中しており、北部の浅間連峰南斜面及び千曲川左岸の川辺地区に山林が分布しています。

国土利用計画小諸市計画では、恵まれた自然環境や景観の保全に努め、農業地域の環境保全や観光レクリエーション拠点の充実を推進する「浅麓ゾーン」、中心市街地の活性化や居住環境と田園地域における農地の保全をはかり集落環境の整備などを推進し、農業と商工業の秩序ある配置に努める「市街地・田園ゾーン」、優良農地の保全や森林地域における環境と調和した生活ニーズに対応した居住機能の整備などを推進する「御牧ヶ原ゾーン」の3つのゾーンを設定しています。

表 1-2-1 土地の地目別面積（平成 24 年 1 月 1 日現在）

単位：k m²

総面積	宅地	田	畑	山林	原野	池沼	その他
98.66	10.532	12.796	22.758	29.937	1.77	0.417	20.502
100%	10.7%	13.0%	23.0%	30.3%	1.8%	0.4%	20.8%

資料：税務課

（3）産 業

産業分類別人口をみると、昭和 40 年前半では、就業人口が最も多かったのは第 1 次産業でしたが、年々減少し、代わって第 2 次・第 3 次産業人口が増加しています。

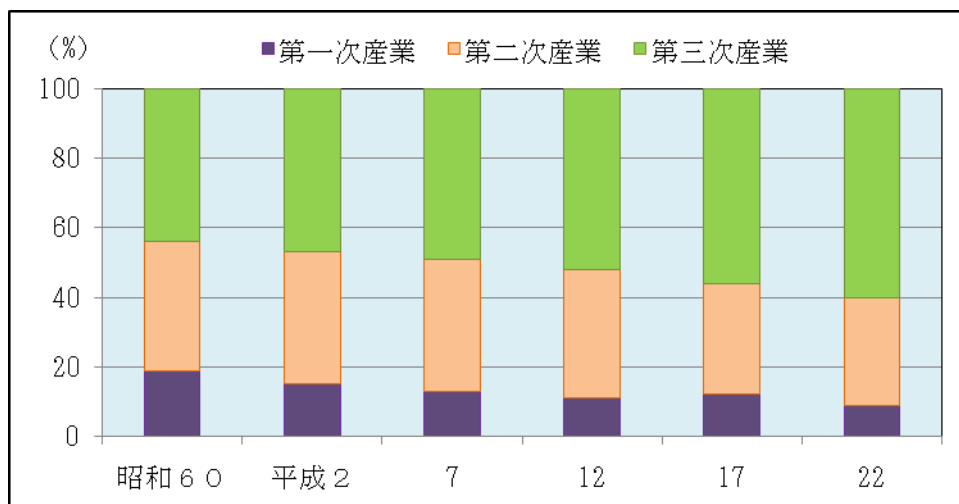
農業については、水稻のほか、レタス、白菜、キャベツ、ブロッコリー、リンゴなどの生産が盛んにおこなわれていますが、農家の高齢化や輸入作物の増加などにより、農地面積・農業人口ともに減少傾向にあります。

工業については、市内には、和田工業団地やインター小諸工業団地、美里工業団地などの工業拠点ががあります。市の総合計画では、インター小諸工業団地の整備や和田工業団地の拡充など、市の工業拠点の整備を計画しています。

市内の工業の事業所数及び従業員数は、昭和 50 年代に比べてやや減少傾向にあり、製造品出荷額は増加傾向を示してきたものの近年では減少に転じています。業種別では、電子機械器具、一般機械器具、輸送用機械器具、情報機械器具が大きな割合を占め、次いでプラスチック製品、食料品の割合が高くなっています。

商業については、市内の商店数はやや減少傾向にあり、商品販売額についても減少傾向にあります。

図 1-2-2 産業別就業人口の推移



資料：企画課

第2章 環境の状況

1 大気環境

大気汚染は、工場・事業所などからの排煙や粉じん、自動車などの排出ガスや一般家庭での暖房など住民生活に関連する燃焼ガス、又はこれらが要因物質となって大気中の様々な条件のもとで生成される物質などによって引き起こされます。主な原因物質として硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、揮発性有機化合物、ダイオキシンなどがあります。

小諸市における大気汚染の状況は、大都市や工業都市と比較すると比較的低い水準にありますが、寒冷地であることから暖房や自動車のアイドリングに起因するものや、ごみ焼却などの身近な大気汚染の発生が特徴です。

(1) 小諸市の大気環境の状況

大気汚染の状況を把握するため、県により一般大気環境測定局（小諸局：旧小諸保健所）が設置され、二酸化窒素、光化学オキシダントの常時監視が行われています。また、市においても二酸化窒素広域調査を年1回行っています。

① 二酸化窒素

窒素酸化物は、石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴い発生し、その大部分は一酸化窒素であるが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められていますが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。測定結果は、環境基準を達成しています。(図2-1-1)、(図2-1-2)

県が実施する測定とは別に、市では市内国道18号線、国道141号線、市街地における大気汚染の状況（主に自動車排ガスによるもの）を把握するために沿道40箇所調査を実施しています。その測定結果は、0.008～0.022ppmであり、全調査地点で環境基準（0.04～0.06ppmまたはそれ以下であること）を満足していました。(表2-1-1)

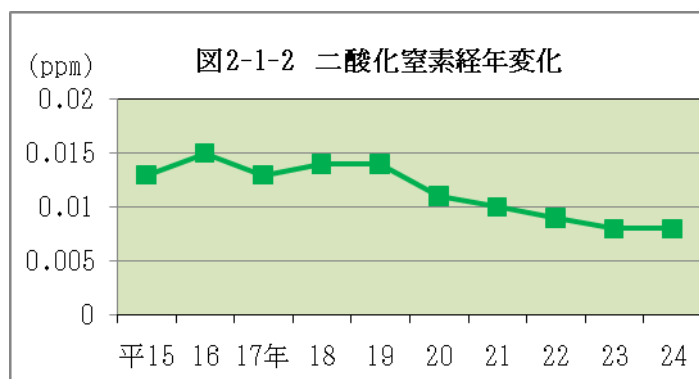
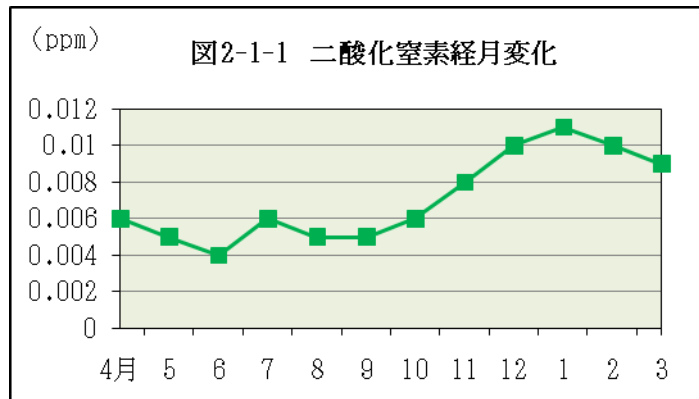


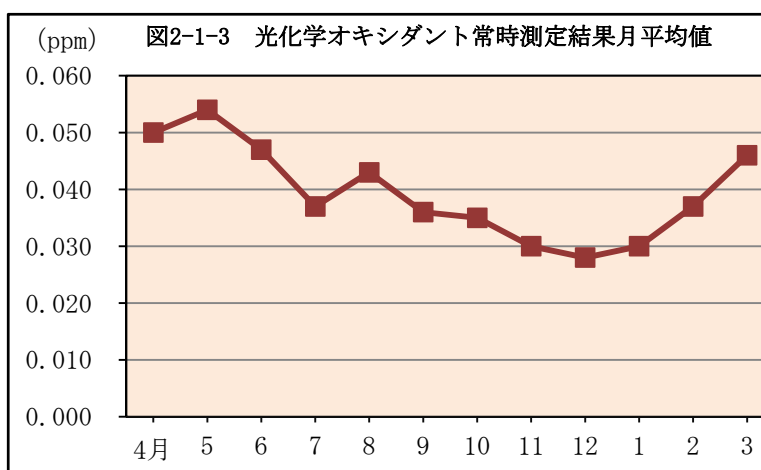
表 2-1-1 二酸化窒素の地点別経年変化

地区区分	地点名	NO ₂ 濃度 (ppm)						
		(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)
国道 18 号	芝生田多古神社	0.028	0.031	0.015	0.021	0.012	0.022	0.020
国道 18 号	浅間技研入口	0.025	0.027	0.009	0.023	0.013	0.017	0.018
国道 18 号	西原区入口	0.022	0.028	0.012	0.019	0.013	0.016	0.017
国道 18 号	R141.R18 合流地点	0.028	0.031	0.013	0.025	0.012	0.017	0.016
国道 18 号	諸交差点	0.031	0.031	0.026	0.028	0.009	0.020	0.022
国道 18 号	平林信号	0.027	0.031	0.017	0.027	0.011	0.018	0.018
国道 18 号	坂の上中央	0.028	0.030	0.017	0.021	0.009	0.013	0.019
国道 18 号	ルートイン小諸前	0.026	0.030	0.016	0.025	0.006	0.016	0.016
国道 18 号	加増交差点	0.021	0.032	0.020	0.024	0.015	0.014	0.012
国道 18 号	サエーラあさま付近	0.023	0.032	0.018	0.028	0.011	0.014	0.015
国道 18 号	四ッ谷東	0.026	0.031	0.021	0.021	0.013	0.012	0.012
国道 18 号	平原グリーンロード入口	0.025	0.031	0.023	0.024	0.012	0.012	0.019
国道 18 号	平原工業団地入口	0.022	0.024	0.015	0.019	0.008	0.014	0.021
国道 18 号	クボタ車両脇カーブ標識	0.017	0.027	0.016	0.021	0.018	0.021	0.011
国道 141 号	Y S P 池野	0.020	0.024	0.014	0.019	0.007	0.014	0.013
国道 141 号	矢野ディーゼル前	0.019	0.023	0.016	0.019	0.005	0.015	0.012
国道 141 号	相生町	0.020	0.027	0.014	0.021	0.008	0.016	0.013
国道 141 号	赤坂交差点	0.020	0.027	0.014	0.019	0.007	0.014	0.008
国道 141 号	南町交差点	0.018	0.027	0.015	0.019	0.006	0.014	0.011
国道 141 号	小諸厚生病院前	0.020	0.026	0.014	0.018	0.005	0.010	0.013
国道 141 号	御幸町交差点出光前	0.019	0.023	0.016	0.017	0.004	0.017	0.009
国道 141 号	御幸町ツルヤ小諸東店前	0.021	0.026	0.016	0.021	0.006	0.014	0.013
国道 141 号	県道小諸中込線合流点	0.017	0.027	0.014	0.018	0.004	0.012	0.008
国道 141 号	四ッ谷デイリーストア前	0.020	0.032	0.020	0.022	0.009	0.015	0.012
国道 141 号	三岡駅前	0.017	0.024	0.014	0.018	0.007	0.013	0.010
国道 141 号	谷地原交差点	0.023	0.027	0.017	0.023	0.007	0.008	0.016
国道 141 号	和田交差点	0.019	0.015	0.012	0.023	0.008	0.010	0.012
その他	乙女湖公園入口	0.015	0.020	0.009	0.013	0.004	0.008	0.007
その他	小原交差点	0.016	0.019	0.007	0.015	0.003	0.012	0.006
その他	東小諸県営住宅	0.019	0.021	0.011	0.016	0.004	0.010	0.008
その他	古城交差点	0.019	0.027	0.009	0.014	0.004	0.014	0.010
その他	市町交差点	0.019	0.024	0.013	0.016	0.005	0.010	0.009

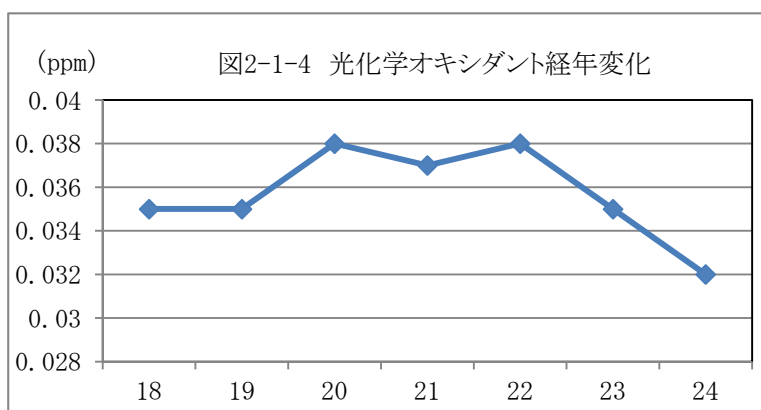
その他	小諸新町バス停	0.016	0.020	0.009	0.014	0.004	0.009	0.007
市街地	荒堀交差点	0.018	0.022	0.016	0.019	0.006	0.013	0.009
市街地	紺屋町入口	0.015	0.026	0.011	0.019	0.006	0.012	0.010
市街地	市役所ロータリー池	0.016	0.020	0.015	0.016	0.004	0.009	0.008
市街地	小諸駅前ロータリー	0.016	0.024	0.008	0.016	0.004	0.012	0.009
市街地	本町長野銀行前	0.022	0.024	0.012	0.019	0.006	0.012	0.010
市街地	相生町アパ・マン前	0.019	0.024	0.014	0.018	0.005	0.015	0.011
市街地	労働基準監督署傍	0.019	0.023	0.012	0.017	0.005	0.011	0.009

② 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車などから排出された窒素酸化物や揮発性有機物などが紫外線を受けて大気中で光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で、光化学大気汚染（光化学スモッグ）の原因物質とされ、その発生は気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、おもに春季から夏季にかけて高濃度のオキシダントが発生します。



長野県では、近年関東地方からの越境汚染による広範囲な影響から、都市部だけでなく広い範囲で濃度上昇の傾向にあります。(図2-1-3、図2-1-4)



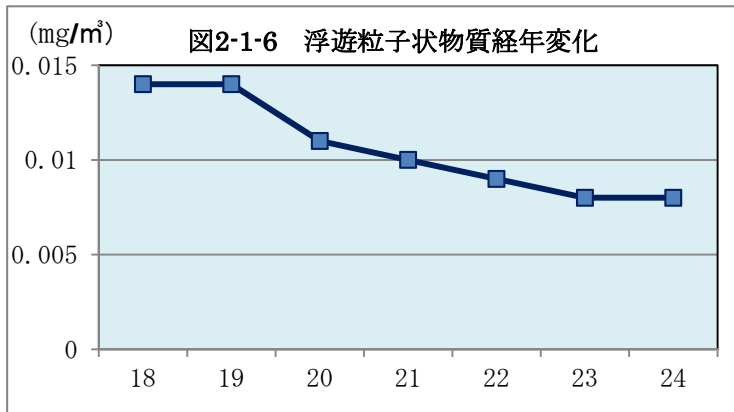
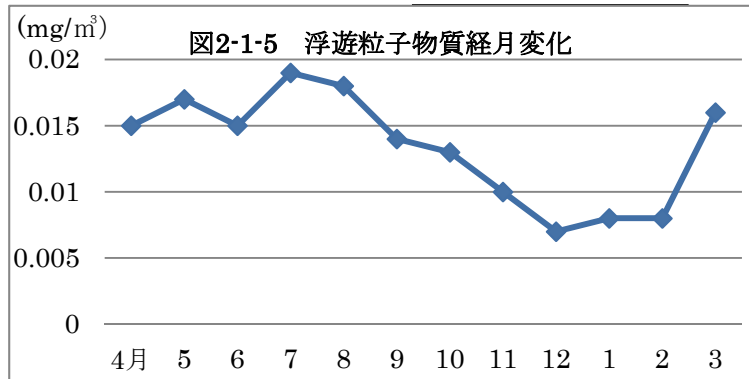
小諸市においても平成18年頃から首都圏で発生した光化学オキシダントの移流により、比較的高い濃度が観測されていて、平成20年5月23日には長野県

ではじめて佐久地域に光化学オキシダント注意報が発令されましたが、その後の注意報発令(0.06ppm以下であること)はありませんでした。

③ 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊している粉塵などのうち、粒径が $10\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1m の100 万分の一) 以下の粒子状の物質で、工場や自動車から発生するほか、風による土砂の巻き上げなどでも発生します。微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管などに沈着して、呼吸器に影響を及ぼします。環境基準 (0.04ppm 以下であること) は達成しています。(図 2-1-5、図 2-1-6)

※平成 24 年度の測定値は、佐久局での測定結果値である。

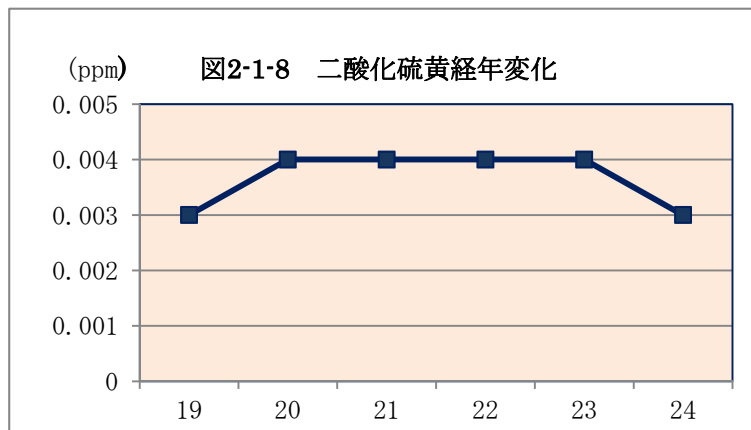
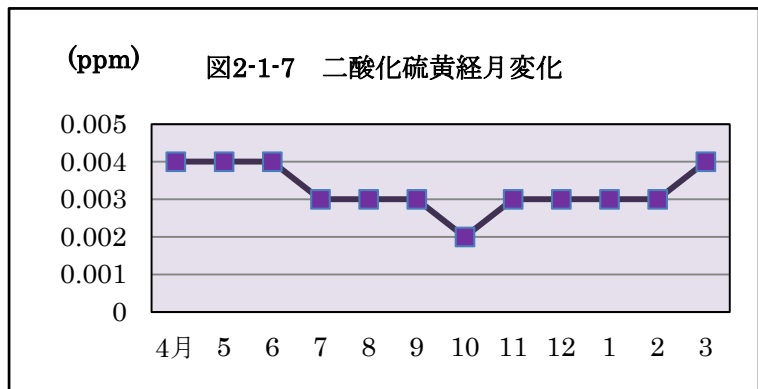


④ 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む石炭や石油などの燃料により発生し、ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因になったり、酸性雨の原因となっています。

環境基準 (0.06ppm 以下であること) は達成しています。(図 2-1-7、図 2-1-8)

※平成 24 年度の測定値は、佐久局での測定結果値である。



第2章 環境の状況

⑤ 酸性雨

酸性雨とは、pH5.6以下の降雨で、森林や農作物、水圏の生態系に被害を及ぼす危険性があると指摘されています。

酸性雨は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に伴って発生する硫黄酸化物や窒素酸化物などの酸化物が直接雲に吸収されたり、雨等に溶け込んだりするために発生するとされています。

小諸市内では、測定を行っていませんが、長野県が県内5地点において降水のpH等について調査を実施し、平成24年度の平均pHは4.26から6.42の範囲となっており、県内でも酸性雨が観測されています。

表 2-1-2 pH値の経年結果

	H18年度	19	20	21	22	23	24
県平均	4.97 (4.01~6.13)	4.85 (4.29~6.05)	4.89 (4.41~6.34)	5.04 (4.41~6.87)	5.21 (4.60~7.12)	5.41 (4.51~6.81)	5.38 (4.26~6.42)

(注) 上段：平均値、下段：(最低～最高)

県内測定地点 (上田市、飯田市、松本市、長野市、白馬村)

資料：長野県

(2) 大気環境保全対策

① 大気常時監視

大気汚染が著しくなった場合に必要な措置をとるために、旧小諸保健所に大気測定局を設置し、環境基準の適合状況を迅速に把握できるようになっています。なお、平成23年度から浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄の常時監視については、広域的、効果的な測定を行うため佐久局での測定となっています。

② 工場・事業場対策

長野県として、工場・事業場から排出される、ばい煙や粉じんなどによる大気汚染を防止するため、大気汚染防止法及び公害の防止に関する県条例に基づき、ばい煙発生施設、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設について届出を義務付けて規制しています。小諸市としても、排出事業所と関係地区・機関との間で公害防止協定などの締結を斡旋し、公害の発生を未然に防ぐよう指導しています。

2 水環境

良好な水辺環境、健康で安心して暮らせる環境づくりのためには、河川などの良好な水質を保全することが不可欠です。

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）が定められています。

健康項目は、カドミウム、鉛等の重金属類、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物、シマジン等の農薬など公共用水域において 27 項目、地下水において 28 項目が設定され、すべての河川、湖沼、地下水に一律の基準値が定められています。

生活環境項目については、BOD（生物化学的酸素要求量）、COD（化学的酸素要求量）等の基準が定められており河川、湖沼ごとにその利用目的等に応じた類型が定められています。

水質の保全に向けては、河川及び地下水の水質調査による監視のほか、事業場などの検査や排出基準順守の指導を行っています。また、生活排水対策としては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置を推進しています。

（1）特定施設の届出

水質汚濁防止法、小諸市環境条例では、工場及び事業場における事業活動によって発生した排水及び地下に浸透する水を規制することなどによって、公共用水域の水質及び地下水汚濁の防止を図ることなどを目的として、特定施設に対し、施設の設置や変更の際に事前の届出を義務付けています。

平成 24 年度の届出は、ありませんでした。

（2）市内を流れる主な河川

小諸市を流れる河川は、千曲川のほか一級河川が 6 河川、準用河川が 9 河川あり、さらにこれらの支流が市内を縦横に走り抜けています。

一級河川	準用河川
千曲川	北 川（乗瀬—平原—繰矢川）
湧玉川（御影—市—耳取—千曲川）	沢 田 川（乗瀬—北川）
皿掛川（御影—耳取—千曲川）	吉 田 川（藤塚—原村—北川—繰矢川）
繰矢川（平原—東山—千曲川）	柏 木 川（柏木—乙女川）
乙女川（柏木—四ツ谷—繰矢川）	松 井 川（天池—松井—六供—千曲川）
蛇掘川（己地区不動滝上—加増—千曲川）	栃 木 川（菱野—栃木—新町—千曲川）
中沢川（天池—田町—新町—千曲川）	花 川（滝原—諸—両神—千曲川）
	笹 沢 川（御牧ヶ原—東御市—千曲川）
	西光寺川（滝原—西原—千曲川）

図表－1 市内を流れる主な河川と水質及び底質調査地点位置図



① 水質状況

市内における生活環境項目のうち、水生生物保全に係る水質環境基準の類型が指定されている河川は千曲川のみで、有機物による汚濁の代表的な水質指標であるBODの測定値は、基準値を達成しています。

類型指定されていない河川についても、以前は生活排水等により汚濁が進んだ河川でしたが、合併処理浄化槽、農業集落排水、公共下水道などの排水処理施設の整備により、河川の汚濁は年々改善されている状況ですが、小諸市では定点観測による水質の把握に努めています。

② 水質調査

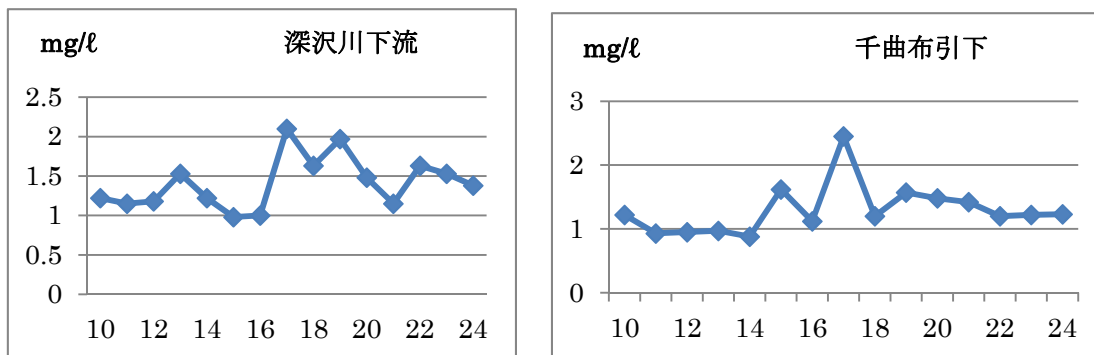
河川定期水質検査は12地点で年／6回、河川底質有害物質検査は14地点で年／1回、河川水有害物質検査は14地点で年／1回、地下水一斉検査は40箇所で行いました。地下水発がん物質検査は18地点で年／1回の調査を行いました。

表 2-2-3 平成 24 年度主要河川月別 BOD 値

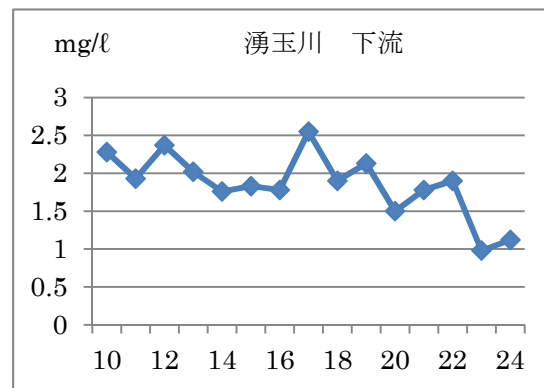
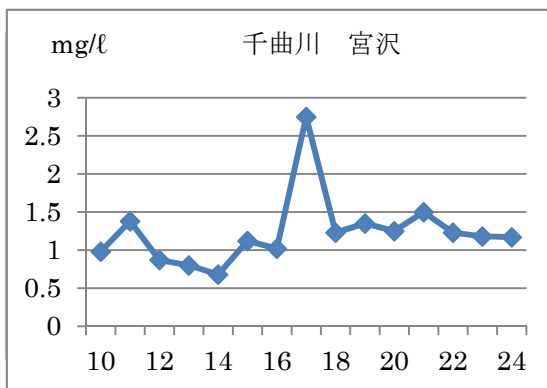
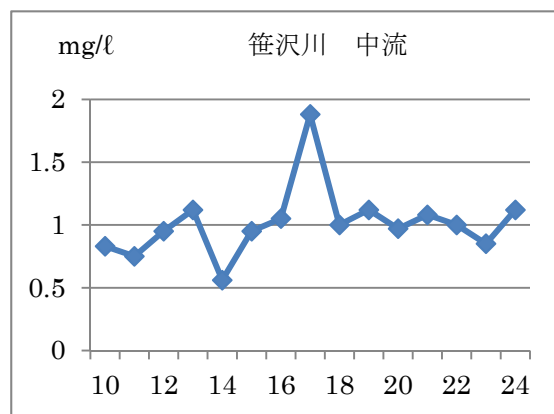
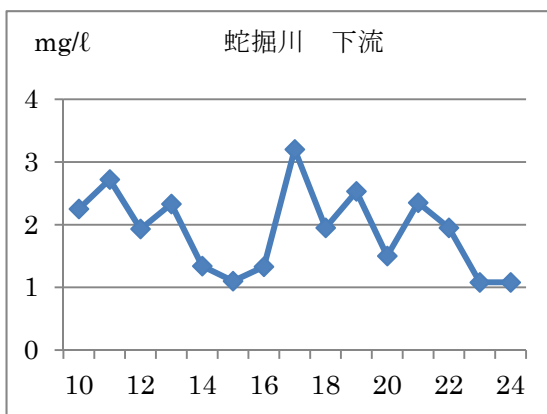
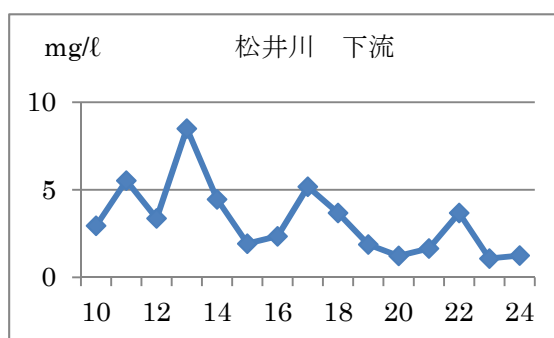
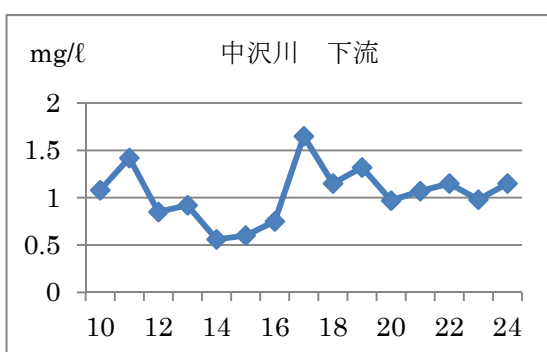
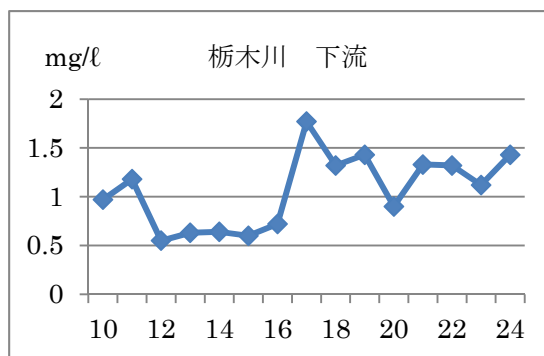
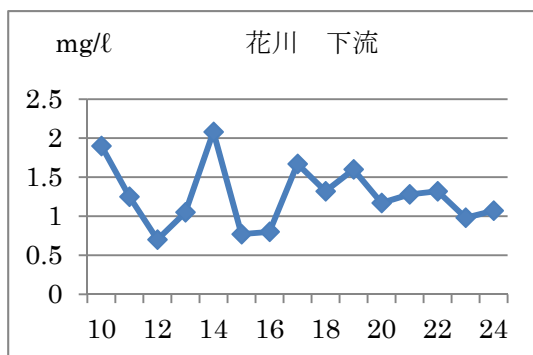
水系 月	深沢川	千曲川 布引	花川	栃木川	中沢川	松井川	蛇掘川	笹沢川	千曲川 宮沢	湧玉川	皿掛川	繰矢川
4	2.2	1.4	0.9	1	1	1.2	1.1	1.1	1.4	1.1	1.1	0.9
6	1.6	1.3	1.3	2.3	1.3	1.2	0.9	0.9	1.2	1.3	1.2	1.1
8	1.5	1.4	1.4	1.5	1.7	1.5	1.3	1.4	1.4	1.5	1.4	1.2
10	1.2	1.4	1.5	1.7	1.3	1.8	1.1	1.5	1.3	1.3	1.2	0.8
12	0.9	1.2	0.8	0.9	1.1	1	1.2	1	0.9	0.9	1.1	1
2	0.9	0.7	0.5	1.2	0.5	0.8	0.9	0.8	0.8	0.6	0.8	0.9
平均	1.38	1.23	1.07	1.43	1.15	1.25	1.08	1.12	1.17	1.12	1.13	0.98

※BOD (生物化学的酸素要求量) : 水中に溶けている物質 (主として有機物) が生物によって分解される際に消費される酸素量を示しており、河川の有機汚濁を図る代表的な指標

図 2-2-2 主要河川別経年 BOD 値



第2章 環境の状況



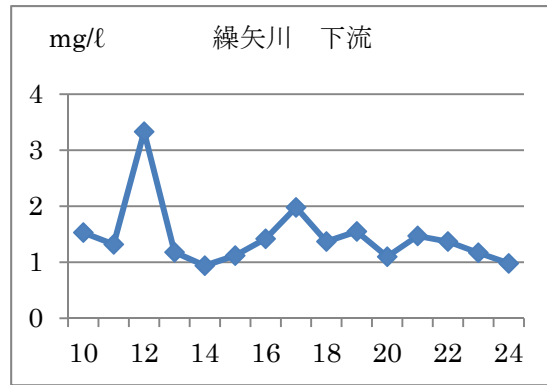
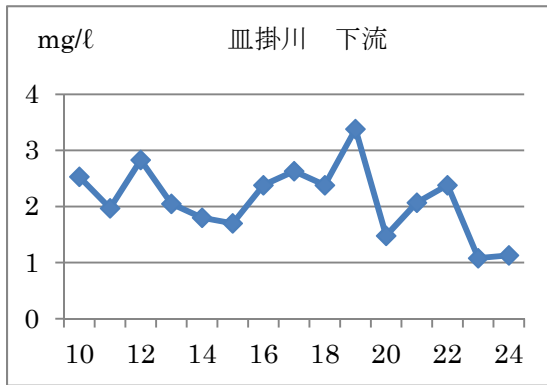


表 2-2-4 河川底質有害物質検査結果

採水月日：平成 24 年 10 月 23 日

番号	河川名 採水場所	採取時刻	シアン化合物	六価クロム	総水銀	アルキル水銀化合物	カドミウム	鉛	砒素
1	旧 M&S ファインテック 排水口下	13:27	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	19	3.9
2	大石沢川 榑和田下	13:37	不検出	<0.5	0.01	不検出	<0.1	5.6	6.1
3	深沢川 浅間技研放流口下	13:54	不検出	<0.5	0.03	不検出	<0.1	2.8	6.2
4	千曲川 布引下	14:16	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	1.5	4
5	花川 下流 大久保	14:28	不検出	<0.5	0.01	不検出	<0.1	2.8	1.6
6	栃木川 下流 大久保	14:41	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	4.1	5.8
7	中沢川 下流 新町	14:54	不検出	<0.5	0.04	不検出	<0.1	5.2	5.1
8	松井川 下流 中棚	15:02	不検出	<0.5	0.02	不検出	<0.1	10	0.6
9	蛇掘川 下流 衛生センター下	15:13	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	3.6	6.9
10	千曲川 上流 宮沢	15:41	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	4.8	7.2
11	湧玉川 下流 耳取	15:55	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	2.2	1.2
12	皿掛川 下流 工業団地排水口下	16:04	不検出	<0.5	<0.01	不検出	<0.1	5.2	6.9
13	北川 日立排水口下	16:29	不検出	<0.5	0.02	不検出	<0.1	2.1	6.2
14	繰矢川 下流 小原	16:15	不検出	<0.5	0.03	不検出	<0.1	2.1	6.3

(単位：mg/l)

資料：生活環境課

表 2-2-5 平成24年度河川有害物質検査

	河川名 採水場所	採取 時刻	全シアン	六価クロム	総水銀	アルキル 水銀	カドミウ ム	鉛	砒 素	有機リン	水素イオン 濃度
1	M&S ファインテック 排水口下	13:21	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	7.3
2	大石沢川 榑和田下	13:41	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	7.7
3	深沢川 浅間技研放流口下	13:57	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	7.5
4	千曲川 布引下	14:12	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.1
5	花川 下流 大久保	14:24	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	9.9
6	栃木川 下流 大久保	14:36	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.2
7	中沢川 下流 新町	14:50	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.1
8	松井川 下流 中棚	14:57	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.3
9	蛇堀川 下流 衛生センター下	15:10	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.1
10	千曲川 上流 宮沢	15:36	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.5
11	湧玉川 下流 耳取	15:51	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.0
12	皿掛川 下流 工場団地排水口下	16:01	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	7.8
13	繰矢川 下流 小原	16:24	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.1
14	北川 日立排水口下	16:09	不検出	<0.005	<0.00005	不検出	<0.0005	<0.001	<0.001	不検出	8.1
環境基準			検出されな いこと	0.05mg/l 以下	0.00005 mg/l 以下	検出されな いこと	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	0.01 mg/l 以下	検出されな いこと	6.8~8.5

資料：生活環境課

地表 2-2-6 地下水検査結果

No.	採水地	採水日	採水時刻	水温(°C)	臭気	味	色度(度)	濁度(度)	全硬度(mg/L)	pH値	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	塩素イオン(mg/L)	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)(mg/L)	一般細菌(CFU/mL)	大腸菌群
1	小原	8/22	9:21	14.0°C	異常なし	異常なし	0.8	0.1	160	7.3	4.2	12.4	1.1	15	不検出
2	森山 A	8/22	9:35	16.0°C	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	140	7.2	2.8	20.7	0.7	180	不検出
3	森山 B	8/22	9:45	14.0°C	異常なし	異常なし	0.6	0.1 未満	250	7.2	25.7	16.4	1.2	700	不検出
4	市 A	8/22	9:56	14.0°C	異常なし	異常なし	0.6	0.1 未満	170	6.8	10.5	13.5	1.5	340	不検出
5	市 B	8/22	10:05	17.0°C	異常なし	異常なし	3.8	0.4	200	6.7	0.1	24.2	2.2	2	不検出
6	市 C	8/22	10:12	15.0°C	異常なし	異常なし	1.6	0.1	140	7.1	4.5	15.6	1.1	560	検出
7	耳取 A	8/22	10:20	15.0°C	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	190	6.7	33.2	16.5	0.9	310	不検出
8	耳取 B	8/22	10:26	18.0°C	異常なし	異常なし	1.4	0.1 未満	150	6.8	4	20.8	1.1	2	不検出
9	耳取 C	8/22	10:34	20.0°C	異常なし	異常なし	2.0	0.1 未満	29	6.7	4.3	4.4	1.1	4	不検出
10	大井戸水道	8/22	14:11	17.0°C	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	150	7.1	5	7.5	0.7	37	不検出
11	カクラ水道	8/22	14:20	18.1°C	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	150	7.3	6.2	18.1	0.6	2	不検出
12	久保 C	8/22	14:30	19.0°C	異常なし	異常なし	8.8	1.1	150	6.7	14.4	19.8	0.9	610	不検出
13	上の平	8/22	14:45	13.0°C	異常なし	異常なし	1.0	0.1 未満	120	7.2	13.5	23.8	1.4	210	不検出
14	中棚甲	8/22	14:54	18.0°C	異常なし	異常なし	1.7	0.1 未満	250	6.7	9.4	23.5	1.1	700	不検出
15	氷	8/22	15:10	18.0°C	異常なし	異常なし	4.1	0.2	71	6.8	7.7	7.9	1.5	48	不検出
16	大久保	8/22	15:20	15.0°C	異常なし	異常なし	1.6	0.1 未満	100	7.1	7.9	6.0	2.1	2	不検出
17	大手	8/22	15:32	15.0°C	異常なし	異常なし	2.2	0.1 未満	140	6.9	7	18.3	2.2	230	不検出
18	六供	8/22	15:40	18.0°C	異常なし	異常なし	1.0	0.1 未満	140	7.2	2.5	6	1.2	240	不検出
19	与良 A	8/22	15:50	17.0°C	異常なし	異常なし	1.0	0.1 未満	180	7.2	2.5	6	1	380	不検出

第2章 環境の状況

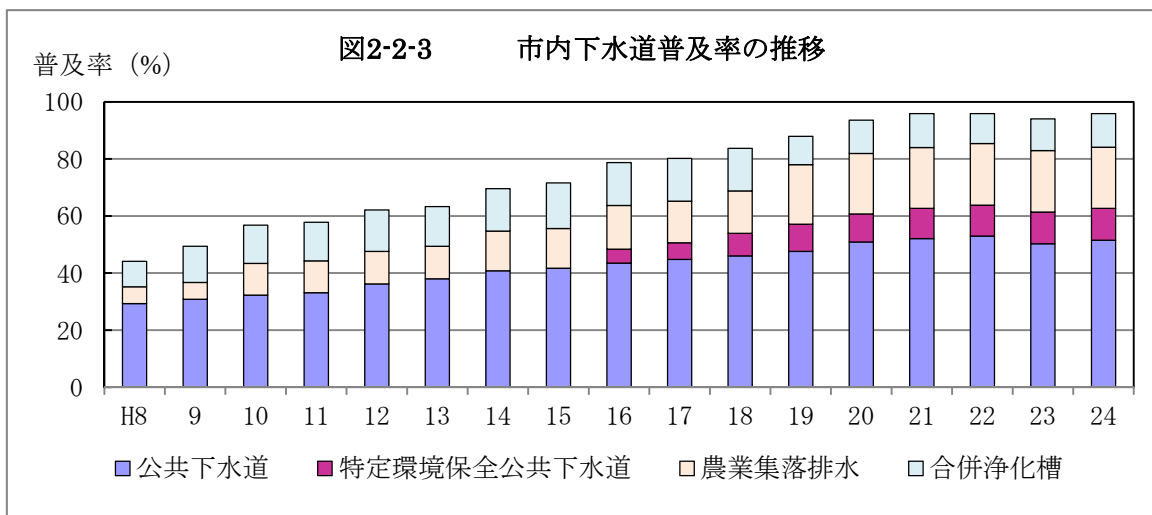
20	与良 B	8/22	16:10	16.0℃	異常なし	異常なし	0.2	0.1 未満	180	7.2	0.3	2.1	1.1	2	不検出
21	加増 A	8/23	9:15	13.0℃	異常なし	異常なし	1.4	0.1 未満	140	6.9	1.6	15.5	0.7	480	不検出
22	加増 B	8/23	9:25	13.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	110	7	6.3	13	0.9	110	検出
23	相生町	8/23	9:40	20.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1	210	7.1	3.8	20.2	1.1	220	不検出
24	赤坂区井戸	8/23	9:52	18.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	150	7	2	10.2	0.6	120	不検出
25	古城	8/23	9:59	14.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	150	6.9	2	10.5	2	58	不検出
26	押出	8/23	10:13	15.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	97	7.2	3.3	6.4	2.7	32	不検出
27	チェリーパークライン湧水	8/23	11:14	10.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	100	6.7	0.1 未満	0.8	1.5	61	不検出
28	芝生田	8/23	10:32	18.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.2	95	6.5	6	13.5	2	34	不検出
29	滝原	8/23	10:50	19.0℃	異常なし	異常なし	21.3	2.7	79	6.7	8.3	9.2	1.1	48	不検出
30	菱野 A	8/23	15:09	24.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	130	7	0.1 未満	6.6	1.6	480	不検出
31	菱野大清水	8/23	15:27	10.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	100	6.7	0.1 未満	1.3	1.8	2	不検出
32	菱野湧水	8/23	15:15	12.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	38	7.3	0.1	1.1	2.1	320	不検出
33	石峠 A	8/23	14:58	22.0℃	異常なし	異常なし	1.3	0.1 未満	130	6.8	3.2	3.8	0.7	290	不検出
34	石峠 B	8/23	14:50	24.0℃	異常なし	異常なし	1.0	0.1 未満	130	6.9	5.3	4.2	2.7	800	不検出
35	乗瀬	8/23	14:22	14.0℃	異常なし	異常なし	2.3	0.1 未満	160	7	10.2	6.1	2.4	20	不検出
36	中村	8/23	14:37	18.0℃	異常なし	異常なし	3.0	0.1 未満	170	7.1	12.9	13.4	1.8	12	不検出
37	御影 A	8/23	14:05	17.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	160	6.8	4.6	18.6	2.3	880	不検出
38	御影 B	8/23	13:57	14.0℃	異常なし	異常なし	0.1 未満	0.1 未満	150	6.9	6.4	17.4	2.1	800	不検出
39	和田	8/23	13:45	19.0℃	異常なし	異常なし	0.4	0.1 未満	88	7.1	5.7	14.2	1.9	980	不検出
40	一ツ谷	8/23	13:30	15.0℃	異常なし	異常なし	0.4	0.1 未満	120	7.1	3.8	14.9	1.7	800	不検出

資料：生活環境課

表 2-2-7 有機塩素系溶剤による地下水汚染調査

	採水地	採水時刻	水温	調査項目		
				1,1,1-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1	大手	9:12	7.8	<0.0005	<0.0005	<0.0005
2	荒町	9:23	8.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
3	六供	9:30	7.8	<0.0005	<0.0005	<0.0005
4	荒町	9:47	9.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
5	赤坂	9:55	8.9	<0.0005	<0.0005	<0.0005
6	与良 A	10:03	8.9	<0.0005	<0.0005	<0.0005
7	与良 B	10:15	10.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
8	古城 A	10:26	10.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
9	古城 B	10:32	10.0	<0.0005	<0.0005	<0.0021
10	古城 C	13:22	16.5	<0.0005	<0.0005	<0.0005
11	市町	13:36	13.5	<0.0005	<0.0005	<0.0005
12	田町 A	13:48	14.5	<0.0005	<0.0005	<0.0005
13	田町 B	13:57	14.5	<0.0005	<0.0005	<0.0005
14	田町 C	14:07	15.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
15	芝生田	14:30	13.5	<0.0005	<0.0005	<0.0005
16	御幸町	14:57	10.2	<0.0005	<0.0005	<0.0005
17	市 A	15:30	8.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
18	市 B	15:18	8.0	<0.0005	<0.0005	<0.0005
地下水の水質汚濁に関わる環境基準				1	0.03	0.01

資料：生活環境課



資料：下水道課

3 騒音・振動

騒音は、私たちが耳にする様々な音の中で、聞く人にとって好ましくない「不快な音」の総称で、人の感覚を刺激して、不快感やうるささとして受け止められる日常生活に密着した公害であり、感覚公害と呼ばれています。とりわけ騒音は発生源が工場、事業所、建設作業、交通機関、飲食店の深夜のカラオケ、さらには、一般家庭から発生する室外機やピアノ、ペットの鳴き声など、私たちの家庭生活に至るまで多種多様で、どこにでもあることなどから騒音に対する馴れや個人個人の好悪の差異があるところに騒音の特徴があり、騒音問題の難しさがあります。

振動については、工場、事業所、建設作業、道路交通などから発生する振動が、主に地盤を媒体として伝わり、周辺住民の生活環境に影響を与えるものであり、その発生源が騒音とほぼ同一であるため騒音とともに発生することが多くなっています。

一人ひとりが、他人に迷惑をかけないように身近な音、振動の発生に日頃から注意することが必要です。

表 2-3-1 騒音の大きさの例

音の大きさ	想定される状況
120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）・リベット打ち
100dB	電車が通るときのガードの下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面5m）
80dB	地下鉄の車内、電車の車内、ピアノ（正面1m）
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所、クーラー（室外機、始動時）
40dB	図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

表 2-3-2 振動の大きさの例

振動の大きさ	階級	想定される状況
85～95dB	震度4	吊り下げたものが大きくゆれ、すわりの悪い置物が倒れる。
75～85dB	震度3	棚にある食器類が音を立てる。ブルドーザ（5m）
65～75dB	震度2	電灯などの吊り下げたものがわずかにゆれる、バックホウ（5m）
55～65dB	震度1	室内にいる人の一部がわずかなゆれとを感じる。
45～55dB	震度0	振動計には記録されるが人体には感じない。一般の道路
40dB	—	図書館・静かな住宅地

(1) 工場・事業場

工場などの騒音、振動による苦情は、住居と混在する地区に多くみられます。こうした騒音、振動による生活環境への被害を未然に防止するため、工場、事業所に設置する施設のうち著しい騒音及び振動を発生する施設については、騒音規制法、振動規制法、長野県公害の防止に関する条例により、その設置や変更の際に事前に届出義務が課せられており、時間帯及び地域区分により、発生する騒音、振動が規制されます。

平成24年度における「騒音規制法」「振動規制法」に基づく特定施設の設置工場数及び届出施設数は、ありませんでした。

なお、特定施設の設置届出時に、騒音、振動対策の指導をするほか、個別に苦情が寄せられた場合には現場の状況を確認した上、規制基準が守られているか確認するなど苦情発生原因を調査し、必要な対策の指導を行っています。

(2) 建設作業

建物の解体などで騒音や振動が発生する建設作業を「特定建設作業」といい、騒音・振動は、作業時間が短い半面、発生する騒音・振動が大きいため問題を生じることがあるため、著しい騒音・振動を発生するくい打機、さく岩機、空気圧縮機、バックホウ等を使用する作業は、騒音・振動規制法に基づき届出が課されており、作業時間等についても規制されています。

平成24年度の騒音規制法に基づく特定建設作業の届出は8件、振動規制法に基づく届出は5件の届け出がありました。届出の際には、周辺的生活環境に配慮した作業の実施、周辺住民への事前周知の徹底等について指導を行っています。

(3) 自動車騒音

道路に面する地域の環境基準の達成状況は一定地域内の住居などのうち環境基準を超過する戸数及び割合により評価（面的評価）することになっています。

平成24年度は、道路に面する地域について上信越自動車道小諸市甲地点で、面的評価を実施し、評価区間内の要請限度（昼間75dB夜間70dB）は達成しています。

4 土 壤

土壌は、水や大気と比べて、その組成が複雑で、有害物質に対する反応も多様です。一度汚染されると、汚染が蓄積され、汚染状態が長期にわたるという特徴を持っています。

土壌の汚染について、有害物質を扱う事業所が廃止した場合には土壌調査が定められていましたが、平成22年4月から3,000㎡以上の土地の形質を変更する場合は届け出を行い、

汚染の恐れが考えられる場合には土壌調査が必要となりました。

また、法の義務によらず自主的な調査で土壌汚染が判明した場合には、土地の所有者などが要措置区域などの指定の申請をすることが出来るようになりました。

なお、市域における土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。

5 悪臭

悪臭による公害は、その不快なおいにより生活環境を損ない、主に感覚的・心理的な被害を与えるものであり、感覚公害という特性から住民の苦情や陳情という形で顕在化し、汚染物質などの蓄積はないものの、意外なほど広範囲に被害が広がることがあります。

悪臭公害の特徴は、悪臭の大部分が、低濃度・多成分の臭気物質からなっており、その感度は、人の嗅覚が非常に敏感なことから機器分析による定量下限値以下のごく微量の臭いを感じることや心理的影響、健康状態や生活様式により、悪臭に対する評価が個人によって異なるため問題解決が困難なことです。このため、従来物質濃度規制による基準値を遵守していても苦情が発生することから、規制基準値に臭気指数規制を用いるようになっています。

悪臭防止法は、工場・事業所における事業活動に伴って発生する悪臭を抑制し、住民の生活環境を保全し、人の健康を保護するために規制地域内の工場などの敷地境界及び排出中における特定悪臭物質の濃度規制を定めています。

小諸市では、工場・事業場、ごみの野焼きや農畜産業に起因する苦情に対し、状況把握に努め、管理の徹底などについて指導を行っています。

最近では、ごみの焼却臭の苦情・相談の割合が多い傾向にあり、一年を通して苦情が発生しています。

6 化学物質

今日、工業的に生産されている化学物質は、世界で約10万種類、国内でも数万種類とされており、工業原料として用いられるものから日常生活におけるプラスチック類や化粧品、医薬品など様々な製品に使用されており、その生産量と種類は年々増加しています。これらの化学物質は様々な工業用などのため人為的に合成されたもののほか、非意図的に生成されてしまうものもあります。

化学物質の中には、その有益性の反面、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性を持つものもあり、環境汚染の原因となるものがあり、有害な化学物質についてはP R T R (Pollutant Release and Transfer Register) 制度 (化学物質排出移動量届出制度) に基づき対象事業者は、対象化学物質の環境への排出量と廃棄物に含まれての移動量の届出を県に提出が義務付けられています。

(1) ダイオキシン類

平成12年1月に施工されたダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をダイオキシン類と定義し、人工的につくられる化学物質の中で最も強い毒性を持っているとされ、急性毒性、慢性毒性、発がん性、生殖毒性、催奇形性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有しています。

常温では、無色無臭の個体で、蒸発しにくく、油脂類には溶けやすいという性質を持っています。また、他の化学物質や酸、アルカリなどとは反応せず、自然には分解しにくく比較的安定した性質を持っています。

ダイオキシンは、意図的につくられることはありません。しかし、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような工程で自然に出来てしまう副生物(非意図的生成物)です。

鉄鋼用電気炉、紙など塩素漂白や塩素殺菌など様々なところで発生しますが、現在では廃棄物の焼却処理過程における発生が一番多いとされ、その他金属精錬施設、自動車排気ガス、たばこの煙などから発生するほか、森林火災、火山活動などの自然現象などによっても発生します。しかしながら、廃棄物処理分野、産業分野からの発生量は10年前と比較し、ダイオキシン類対策措置法により排出基準の規制強化がはかられ、近年に至っては大幅に抑制されてきました。

なお、何種類かのダイオキシンは、かなり以前から環境中に存在していたという報告があり、少なくとも1800年代にはダイオキシンが環境中に存在していたことが明らかになっています。

小諸市では、市内各事業所、市民に対してダイオキシン類が発生する恐れのあるごみの野焼きは行わないよう広報などを通じてお願いするとともに、直接指導も行っています。

(2) 環境ホルモン

外因性内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)とは、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用(内分泌作用)に影響を与える外因性の物質と定義されています。

正常なホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼすものと考えられています。

現在までの調査で内分泌攪乱作用を持つ物質はダイオキシン類のほか、樹脂の原料であるビスフェノールAなど約70種あるとされています。

従来の化学物質による生物への影響は、中毒作用や発病といった比較的分かりやすいものでした。しかし、環境ホルモンによる影響は複雑で、外見上異常が見られない例が多いことから今まで見逃されていた可能性があります。

第2章 環境の状況

人間及び生態系に取り返しのつかない重要な影響を及ぼす危険性をはらんだ問題であることから、国における調査研究機関などの充実も図られ、今後更に調査研究が進むにつれ健康影響に対する解明が明らかにされていくと予想されます。

表 2-3-4 環境ホルモンと疑われている化学物質など

物質名	主な用途
ダイオキシン類、ベンゾ（a）ピレン	非意図的生成物
ポリ塩化ビフェニール類（PCB）	熱媒体、ノンカーボン紙
ポリ臭化ビフェニール類（PBB）	難燃剤
ヘキサクロロベンゼン（HCB）	殺菌剤、有機合成原料
ペンタクロロフェノール（PCP）	防腐剤、除草剤、殺菌剤
2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	除草剤
アトラジン	除草剤
マラチオン	殺虫剤
トリブチルスズ	船底塗料、漁網の防腐剤
アルキルフェノールの一部、ノニルフェノール、4-オクチルフェノールなど	界面活性剤の原料
ビスフェノールA	樹脂の原料
ベンゾフェノン	医療品合成原料、保香剤等
フタル酸ジシクロヘキシン	プラスチックの可塑剤
オクタクロロスチレン	有機塩素系化合物の副生成物

SPEED'98 より

（3）放射性物質

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、広範囲にわたって放射性物質による汚染が広がりました。当市では、安全で安心な生活環境確保のため「小諸市の放射線に関する当面の基本的な対応方針」及び「小諸市の除染対策等に関するガイドライン」を定め取り組んでいます。

また、長期間にわたる放射能汚染は、公共用水域等の生態系に与える影響も懸念されていることから、国や県によるモニタリング調査や研究を注視し、その動向を把握していく必要があります。

① 放射線量測定

市民要望による民地の空間放射線量の測定及び市域各地での定期的な放射線量測定を実施するとともに、測定結果を随時公表し、市民の不安解消を図っています。

② 放射性物質の除染及び低減対策

放射線測定を行った結果、高い数値が測定された場合、または定期的な測定実施時に大きな変化があった場合は、国、県、地域住民と連携し、放射性物質による汚染の除去を迅速に実施します。また放射線量が高い場所については、今後、1年から2年を目安に放射線量低減に対する取り組みを実施します。

③ 食料品などの放射線対策

農作物や飲料水など食と放射線に関する情報収集に努め、食の安全確保を図っています。また、必要に応じ食料品等に係る放射性物質の調査を県等の関係機関と連携して実施するほか、市民から要望があった場合、自家消費を目的として、自らが市内で栽培又は採取した農産物等について放射性物質簡易測定を行っています。

④ 放射線量測定結果

表 2-3-5 公共施設の空間放射線量及び市民要望による測定結果

単位：μSv/h

測定日	測定地点	測定値	測定日	測定地点	測定値
H25. 3. 4	市役所正面玄関前	0.05	H24. 10. 10	坂の上小学校	0.04
H24. 9. 28	郷土水源	0.03	～	千曲小学校	0.04
H24. 9. 26	柏木水源	0.04	H24. 10. 17	水明小学校	0.04
H24. 9. 26	本町水源	0.04	H24. 4. 18	南町（雨水ます）	0.05～0.08
H24. 9. 28	荒町水源	0.03	H24. 4. 26	諏訪山（雨水ます）	0.06
H24. 9. 26	小姓水源	0.03	H24. 5. 7	御牧ヶ原（庭）	0.05
H24. 9. 28	弁天水源	0.04	H24. 5. 11	六供（雨水ます）	0.04
H24. 9. 27	御牧ヶ原浄水場	0.06	H24. 5. 17	石峠（雨どい下）	0.04～0.06
H24. 9. 28	水石水源	0.04	H24. 6. 14	御影（広場・水田）	0.04～0.05
H24. 9. 26	舟ヶ沢水源	0.04	H24. 7. 4	西八幡（庭）	0.04
H24. 9. 28	北山水源	0.04	H24. 9. 14	芝生田（敷地内）	0.03～0.04
H24. 10. 10	保健センター	0.04	H24. 11. 27	耳取（畑）	0.05
～	東中学校	0.04			
H24. 10. 17	芦原中学校	0.04			
	美南が丘小学校	0.04			
	東小学校	0.04			
	野岸小学校	0.04			

測定方法：シンチレーションサーベイメーター（ALOKA TCS-172B）による簡易測定
（各箇所とも、地表及び地上50cmにて30秒経過毎に5回計測し、その平均値を採用）

資料：総務課、上水道課、学校教育課

第2章 環境の状況

表 2-3-6 水道及び下水道施設等

試料採取 年月日	採取場所	測定対象	結 果		
			ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
H25. 1. 31	小諸市役所	水道水	不検出	不検出	不検出
	柏木水源	水道原水	不検出	不検出	不検出
	御牧ヶ原浄水場	水道水	不検出	不検出	不検出
H24. 10. 24	小諸市役所	水道水	不検出	不検出	不検出
	柏木水源	水道原水	不検出	不検出	不検出
	御牧ヶ原浄水場	水道水	不検出	不検出	不検出
H24. 7. 1	小諸市役所	水道水	不検出	不検出	不検出
	柏木水源	水道原水	不検出	不検出	不検出
	御牧ヶ原浄水場	水道水	不検出	不検出	不検出
H24. 6. 13	小諸浄化管理センター	脱水汚泥	35	不検出	不検出
	和田浄化センター	脱水汚泥	不検出	不検出	不検出

測定方法：シンチレーションサーベイメーター（ALOKA TCS-172B）による簡易測定
 （各箇所とも、地表及び地上50cmにて30秒経過毎に5回計測し、その平均値を採用）

資料：上水道課、下水道課

7 地球温暖化

地球温暖化は人類の経済活動によるエネルギー消費の増大に伴い、その影響が顕在化しており、世界各国における対策が急がれています。地球規模では、過去100年間で約17cmの海面上昇が確認されています。また、100年後の地球平均気温は1.8～4℃上昇すると言われてしています。

我が国では、気象庁の資料によると、過去100年間で気温が1.07度上昇したと言われています。また、100年後地球の平均気温は1.8～4℃上昇すると言われてしています。温室効果ガス削減のためには国レベルでの対策はもとより、地方公共団体においても地域に応じた削減努力が求められています。

(1) 地球温暖化対策の推進

小諸市では、地球温暖化対策の重要性が高まる中で、温室効果ガス総排出量の削減を図るため、市民、事業者、市の役割を明らかにし、脱地球温暖化に向けて総合的かつ計画的に推進することを目的として「共に取り組むCO₂削減計画こもろ（小諸市地球温暖化対策地域推進計画）」を2009年1月に策定しました。

本計画の基準年度は1990年度とし、目標年度 短期を2012年、中期を2020年、長期を2050年とし、温室効果ガス排出削減目標値を基準年度比で2012年に6%、2020年度に25%、2050年度に50%を超える削減することを目標としています。

①「共に取り組むCO₂削減計画こもろ」の主な施策

<家庭での取り組みを促す施策>

- ・環境家計簿の普及のため全戸へ配布し、その結果を報告していただく。
- ・家庭から出る廃食用油を回収し小諸市コミュニティバス「小諸すみれ号」のバイオディーゼル燃料として利用。

<事業活動での取り組みを促す施策>

- ・地産地消により食料の輸送に伴うCO₂発生量を削減するため、給食へ地元農産物の提供（学校給食パン用小麦の供給約3.1tなど）、軽トラ物産市の開催。
- ・廃棄物の多量廃棄事業者への減量化やリサイクル推進指導のため、事業系一般廃棄物の減量化を目的に、展開検査を実施し、分別の徹底及び古紙類などの資源化の推進。

<共通的・基礎的な施策>

- ・自動車利用の代替方法として小諸すみれ号利用者アンケートを実施し、路線ダイヤ等の見直しを実施。
- ・二酸化炭素吸収固定源対策として、市有林・民有林の間伐（106ha）を実施。

- ・環境活動や環境教育で成果のあった団体や個人に環境大賞を贈り、エコ活動の推進を実施。

② 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量は環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定マニュアル第1版（平成22年8月）」に基づいた方法で、市内の製造業、建設・鉱業、農林水産業、家庭、業務、運輸、及び廃棄物の7部門について排出される二酸化炭素量を推計し、その他の温室効果ガス（メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン類・パーフルオロカーボン類・六フッ化硫黄）は、「長野県地球温暖化防止県民計画改定版」における二酸化炭素と温室効果ガスの比率をもとに按分して求めることとしました。温室ガス排出量は「t-CO₂」など、二酸化炭素に換算して表記しています。

小諸市の2008年度における市内の温室効果ガスの総排出量は、約358.2千t-CO₂と算出されました。1990年度における温室効果ガスの排出量約333.7千t-CO₂と比較して約7.3%の増加となりました。

表2-7-1 小諸市における2008年度の温室効果ガス排出量（推計）

（単位：千t-CO₂）

			1990年度	2008年度	90年度比	
二酸化炭素	産業部門	製造業	70.4	78.6	11.6%	
		建設・鉱業	10.7	5.3	-49.5	
		農林水産業	1.6	3.0	87.5	
		小計	82.8	86.9	5.0	
	家庭部門		50.6	63.7	26.1	
	業務部門		45.8	63.4	38.7	
	運輸部門	自動車	(旅客)	42.5	57.3	34.8
			(貨物)	59.4	57.1	-3.9
		鉄道		2.6	2.8	3.8
		小計		104.5	117.2	12.0
	廃棄物部門		2.3	2.5	8.6	
小計		286.0	333.8	16.7		
その他の温室効果ガス			47.7	24.4	-51.1	
温室効果ガス総排出量			333.7	358.2	7.3	

資料：生活環境課

第3章 第2次小諸市環境基本計画の概要

1 計画の目的

第2次小諸市環境基本計画は、小諸市環境条例の理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指し、環境の保全に関する施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的としています。

また、小諸市環境条例では、環境の保全に関する基本理念を以下のように定めています。

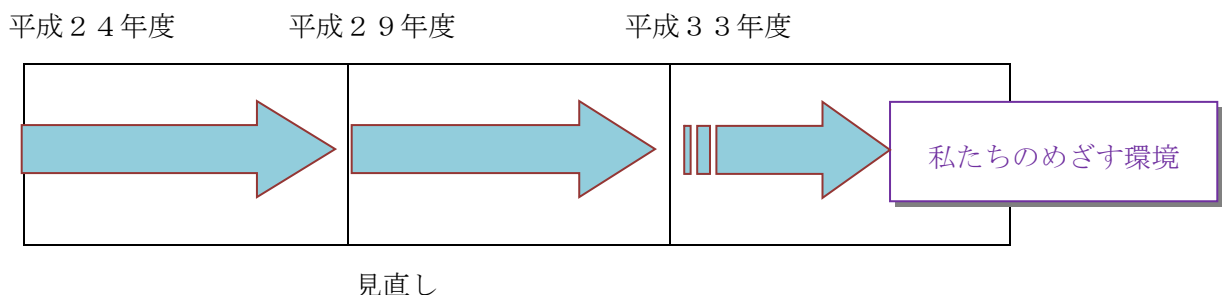
小諸市環境条例第3条 基本理念

- 1 環境の保全は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、すべての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに配慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

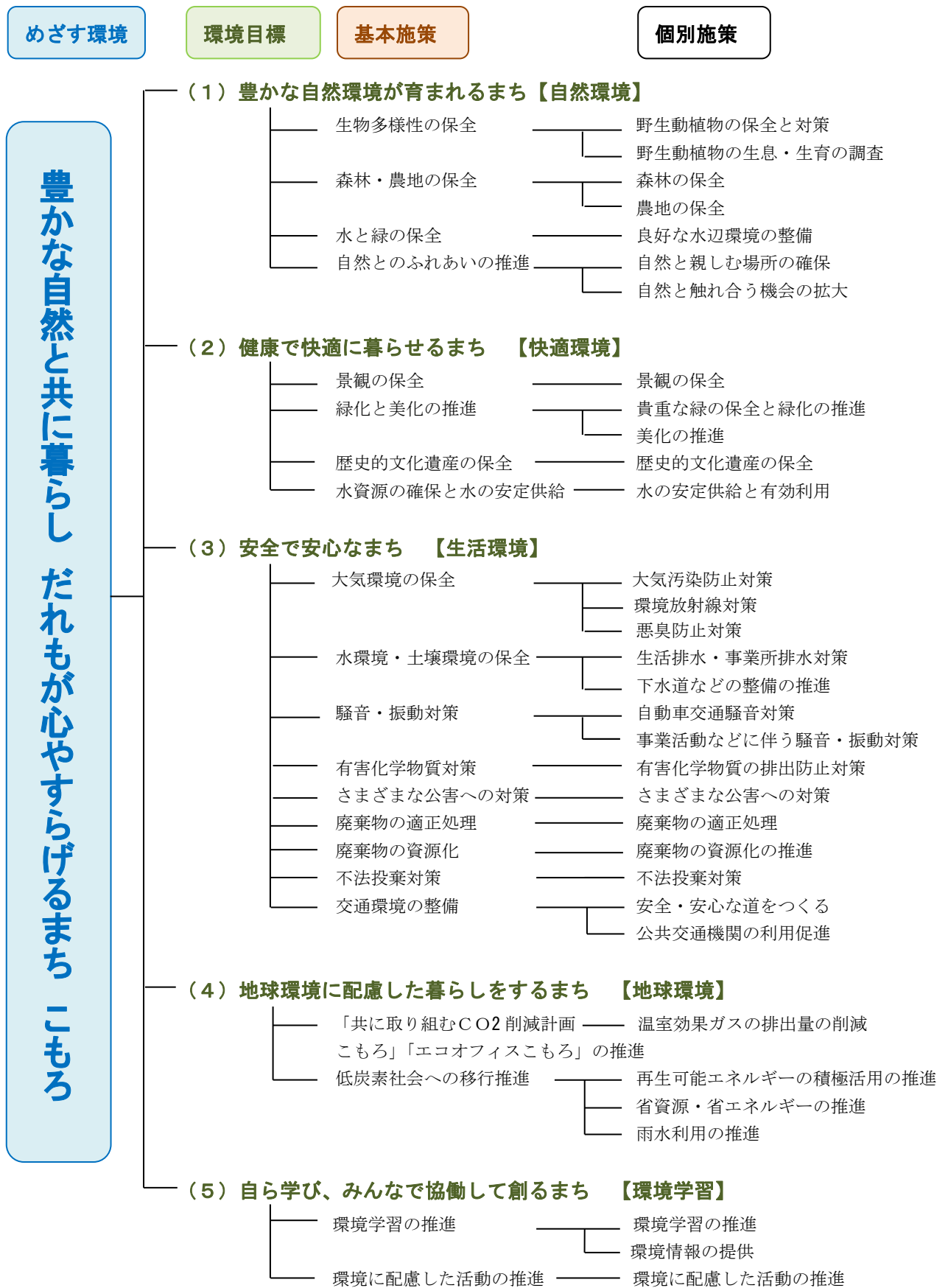
2 計画の期間

第2次小諸市環境基本計画は、平成24年度（2012年）を初年度とし、平成33年度（2021年）を目標年度とします。長期計画のため施策などについては、5年を目途に見直しを行うこととします。

また、社会情勢の変化や環境の変化に適切に対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 施策の体系



第4章 第2次小諸市環境基本計画における施策の実施状況

第2次小諸市環境基本計画に基づき実施された環境施策及び環境活動

環境 目標	具体的な取り組み項目	担当課	平成24年度の取り組み状況
豊かな自然環境が育まれるまち【自然環境】	(1) 生物多様性の保全		
	①野生動植物の保全と対策		
	各種の開発行為などに対して、生態系保全のため小諸市環境条例に基づく指導や協定締結の斡旋を行います。	企画課	・関係課から開発行為に対する意見聴取（6件）環境条例に基づく行為の届出の受理及び指導6件
		生活環境課	・対象となる環境保全防止協定の件数なし、斡旋の実施に努める。
	鳥獣が生息しやすい森林環境を整備し農地など人里に出没しにくい環境整備に努めます。	農林課	・有害鳥獣駆除 (大型獣104頭、中型獣150頭、カラス261羽、)
	鳥獣被害対策として、適正な個体数の調整を図るため、県主導による広域的な取り組みを進めます。	農林課	・浅間鳥獣保護区内での広域捕獲事業(個体数調整)を計6回実施。
	公共事業において、地域の生態系に影響を与えない開発計画となるよう配慮します	関係各課	・具体的な事業はありませんでしたが、関係各課生態系に影響を与えないよう努める。
	外来種による環境への影響などについて啓発を行います。	生活環境課	・市民団体のアレチウリ駆除の会へ参加。(4回)
	平成15年に市内で群生が確認された希少水生植物「ミズオオバコ」の保全に努めます。	建設課	・委託業者で関連の草刈等実施。
		生活環境課	・ミズオオバコ保全会で保全に努めていただいている。
	②野生動植物の生息・生育の調査		
	市有林を中心に森林再生の指標となる動植物数・種類などの把握に努め、豊かな里山づくりを進めます。	農林課	・鳥類生息状況調査を行い、森林整備(赤松伐倒燻蒸処理)を実施。1,004 m ³
希少動植物などの情報収集を行い、情報を提供します。	生活環境課	・自然観察会1回実施(6月) 参加人数17名。 ・参加者に「浅間山麓の里山の花」の冊子で情報提供。	
(2) 森林・農地の保全			

①森林の保全

<p>補助事業により緊急に森林整備が必要な樹林の除・間伐を進めるとともに地勢にあった広葉樹との混合林化を進めます。</p>	<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐事業として補助金の交付 (間伐面積 58.84ha)
<p>小諸市森林整備計画に基づき、森林の造林、育林を進め、「森林（もり）の里親制度」などにより企業や各種団体と協働による森林整備を進めます。</p>	<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除・間伐や下草刈などを実施し、また、補助金を交付した。整備実績 間伐 58.84ha、下刈 0.79ha、支障木伐採 3 件 ・森林（もり）の里親事業沖電気工業(株)社員との協働による森林整備ボランティア活動を 1 回実施。参加者 66 名。 ・ルイヴィトン・モアトゥリーズとの里親協定締結に基づく搬出間伐整備 5.1ha 実施。 ・(株)ネイチャーズウェイと糠地生産森林組合との里親協定による森林整備を実施。(1 回/年)
<p>森林再生プロジェクトによる豊かな里山の再生を進め、市民や子ども達を対象とした環境保全意識の啓発と森林ボランティアや新規就業者・後継者の育成を進めます。</p>	<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林（もり）の里親事業沖電気工業(株)社員との協働による森林整備ボランティア活動を実施。参加者 66 名。(1 回/年) ・ルイヴィトン・モアトゥリーズとの里親協定締結に基づく搬出間伐整備 5.1ha 実施。 ・(株)ネイチャーズウェイと糠地生産森林組合との里親協定による森林整備を実施。(1 回/年)
<p>林業の生産基盤の強化や林道網の整備などを行うとともに、間伐材の利用の促進による資源の循環とエコ利用を進め、林産物などの森林資源の活用を進めます。</p>	<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・治山林道維持管理（林道浅間線 4.2km） ・布引線 2.1km の林道整備を実施
<p>市民だけでなく、市外の人に対しても樹林の管理活動をPRし、森林ボランティアなどの活動の輪を広げます。</p>	<p>農林課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林（もり）の里親事業 沖電気工業(株)社員との協働による森林整備ボランティア活動を実施。参加者 66 名。(1 回/年) ・ルイヴィトン・モアトゥリーズとの里親協定締結に基づく搬出間伐整備 5.1ha 実施。 ・(株)ネイチャーズウェイと糠地生産森林組合との里親協定による森林整備を実施。(1 回/年)

②農地の保全

農業基盤整備や新規就農者・後継者育成などを行いながら、農地の保全を進めます。	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域の水田の多面的機能維持及び保全のため、中山間地域農業直接支払事業に取り組み、基準適合集落協定32集落協定（面積314ha）に対して補助金を交付した。 ・土地改良工事を実施 農道13件 水路18件
生産者、消費者に地産地消運動を広くPRし具体的な活動を推進します。	農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消協力事業者認定（8店）。 ・軽トラック市及び夕市（10回）の開催。 ・地産地消ホームページ「おいしいこもろ」の作成。
耕作放棄地及び遊休農地の解消のため、担い手農家への農地利用集積を促進します。	農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・小諸市耕作放棄地再生事業補助金を活用して3.2ha余の耕作放棄地の解消がされた。農用地利用集積では、274件69ha余の利用権設定がなされた。
有機農業による農産物生産の啓発を図ります。	農林課 農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培による新規就農希望者就農相談を佐久農業改良普及センターの協力を得て行った。 ・環境保全型農業直接支払制度により有機農業に取り組む生産者に対して、事業の啓発並びに申請者へ直接支払交付金を交付した。（H24交付件数2件）

（3）水と緑の保全

①良好な水辺環境の整備

治水や利水面等を考慮しながら、漁礁護岸や自然石を利用した護岸など、自然の生態系や景観に十分配慮した河川整備（農業用排水路を含む）に努めます。	建設課	当該年度は具体的事業はありませんでしたが、自然の生態系や景観に十分配慮した河川整備に努めている。
	農林課	同上
	都市計画課	同上
市民と協力しながら地域の川づくりを進めます。	建設課	・今年度は対象となる事業がなかったが、事業がある際は市民と協力しながら、地域の川づくりを進める。
	農林課	同上
	都市計画課	同上
河川以外の水辺空間である溜池や湿地、湧水地、水田の自然環境の保全に努めます。	農林課	・御牧ヶ原のため池の改修整備（畑総事業大型調整池）を行い、自然環境の保全に努めた。（畑総大型調整池A=6.5ha）
	都市計画課	・対象となる事業はなし。

（4）自然とのふれあいの推進

健康で快適に暮らせるまち 【快適環境】	①自然と親しむ場所の確保		
	野菜や花などを栽培して自然と触れ合うと共に、農業への理解を深める場として市民農園を管理運営します。	農林課	・市内 6 箇所（12,860 m ² 141 区画）の市民農園で使用人数は延べ 111 人であった。
	道沿いにポケットパークや休息できる空間を整備します。	都市計画課	・あいおい公園の整備を進めている。
	自然観察会など自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。	生活環境課	・小学生を対象に千曲川水生生物観察会 1 回実施 参加人数 26 名（親子） ・浅間山自然観察会 1 回実施 参加人数 17 名。
	②自然と触れ合う機会の拡大		
	市民と協力しながら自然散策やまち散策のルートを検討し、市民や観光客に対してPRします。	都市計画課	・城下町にぎわい協議会において、「大手・市町町並み魅力アップ調査」の中間報告を行った。
		商工観光課	・NPO法人等との連携により、造成した北国街道散策ルートを観光PRに活用。
	（1）景観の保全		
	①景観の保全		
	景観計画に沿って個性ある景観形成を推進していきます。	都市計画課	・景観計画に基づく届出件数 165 件
良好な景観形成のために、屋外広告物条例及び景観計画に基づき、屋外広告物の規制誘導を行います。	都市計画課	・新規申請 9 件、更新申請 39 件	
電線類の地中化の促進を図ります。	都市計画課	・駅前において、電線類の地中化を実施。	
自然景観に配慮した道路整備、歴史的まち並み景観を活かした道路沿道整備、沿道緑化など景観に配慮した道づくりを推進します。	都市計画課	・地域景観形成事業補助金 交付 4 件	
（2）緑化と美化の推進			
①貴重な緑の保全と緑化の推進			
保存樹木を指定し、その保全に努めます。	都市計画課	・新規指定 1 件 ・保存樹木等維持管理事業補助金 交付 7 件	
市民と協力しながら地域の緑化や花いっぱい運動を推進します。	都市計画課	・花いっぱい運動 76 団体参加 ・花苗 55,454 本配布	

公共施設の整備、道路整備、河川整備、公園整備などの公共事業において、地域の緑化に努めます。	関係各課	・「第一期 低炭素まちづくり計画」を策定（都市計画課）
事業者に対し、事業場の緑化を推進します。	都市計画課	・小諸市景観計画による届出 165 件
	商工観光課	・該当事例なし（工場立地法の該当となる場合には所要の緑地を設置する届出を提出してもらう）
宅地の緑化に関するPRを行います。	都市計画課	・小諸市景観計画による届出 165 件
道路沿道の緑化など、街路樹の適切な維持管理に努めます。	都市計画課	・地域景観形成事業補助金 交付 4 件
	建設課	・グリーンロードの錦木の剪定（約3 km実施）、インターアクセス道路の街路樹の剪定（約0.8 km実施）

②美化の推進

道路や坂の愛称付け、小諸市景観計画に基づく花いっぱい運動の推進など、市民に愛着を持たれる道づくりを推進します。	都市計画課	・花いっぱい運動 76 団体参加 花苗 55,454 本配布
	商工観光課	・懐古園内及び園路周辺の樹木の手入れと、市民ガーデンの芝生広場内の園路の管理
「小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例」に基づき、環境美化監視員により美化の推進に必要な監視、指導を行います。	生活環境課	・公害防止監視員による監視活動を実施。 回数76回
市民参加による各種団体、衛生自治会の協力により、ごみゼロ運動や区内清掃などの環境美化運動を実施し、意識の高揚に努めます。	生活環境課	・ごみゼロ運動の実施した（5月27日（土）インター工業団地周辺11団体90名参加） ・区内清掃の実施 130 件
犬などペットのふんの適正処理や、飼育方法のルールやマナーの普及啓発に努めます。	生活環境課	・3区に回覧 広報こもろに5回掲載 ・市内40箇所に看板設置
私有地については、雑草・雑木が周囲の生活環境や景観、交通の支障とならないよう適正な管理を指導・PRをします。	生活環境課	・雑草・雑木の苦情16件 個人に直接指導、適正管理依頼通知送付
アメリカシロヒトリやオオスズメバチ等周囲に悪影響を及ぼす昆虫などの発生については、土地所有者が責任を持って対処するよう指導・PRします。	生活環境課	・直接指導2件
	農林課	・アメリカシロヒトリ消毒用の動力噴霧器の貸出47回

（3）歴史的文化遺産の保全

安全	①歴史的文化遺産の保全		
	歴史的建造物などの歴史的景観と調和したまち並みの形成に努めます。	都市計画課	・小諸周辺地区歴史的環境保全地区等現状変更行為届出 2件
	貴重な文化財の保存及び普及を図ります。	生涯学習課	・文化財パトロールの実施、埋蔵文化財の対応 ・指定文化財保護補助金（13件） ・大手門2階の開放と案内（7,974人） ・史料館休館日の見学対応（天領の里・御影用水史料館—229名郷土博物館—165名）
		都市計画課	・該当なし。
	（4）水資源の確保と水の安定供給		
	①水の安定供給と有効利用		
	水資源の確保と水の安定供給を図ります。	上水道課	・6月定例会市議会において小諸市環境条例の一部を改正し、地下水を環境の一部として定義するとともに、地下水を含む地域の環境が地域で共有する財産であることを環境保全の基本理念として明確に定めた。 ・広報こもろ7月号に水環境の現状と今後の取り組みについて掲載した。
	水資源の環境の保全をします。	上水道課	同上
	節水意識の普及啓発を行います。	上水道課	・広報こもろ6月号及び市ホームページで全国水道週間に併せ、節水意識の普及啓発をした。 ・広報こもろ12月号で水道管の凍結防止に併せ、節水意識の普及啓発をした。
	外資による水源林の売買の動きが活発化する中で、近隣市町村とも情報の共有を図り、国の規制等の動向をつかみながら注視していきます。	上水道課	・当市を含む佐久地域11市町村と東御市で構成する「地下水等水資源保全連絡調整会議」において情報の共有を図り、H24.7.28「信州佐久の水を守る」講演会を開催した。
農林課		・森林の土地の所有者届出制度受付開始 H24.4～	
（1）大気環境の保全			
①大気汚染防止対策			
アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。	生活環境課	・チラシ及びポスターでPR。	

野焼きや基準を満たしていない焼却炉の使用に対し、大気汚染防止・悪臭対策の指導を行うとともに、悪質な行為に対しては警察など関係機関とも連携を図りながら指導を行います。	生活環境課	・野焼きの適正管理指導（44件）
公共交通機関の利用を促進します。	生活環境課	・小諸すみれ号の運行90,643人利用 免許証自主返納者43人に小諸すみれ号回数券支給。
	総務課	・車の相乗り・徒歩通勤の呼びかけ
公用車に低公害車（ハイブリッド車など）の導入を推進します。	財政課	・市外等長距離の出張等に、所有するハイブリッドカー4台を通年で使用し、燃料の節約、環境への負荷の低減を図った。 ・購入予定がなかったため、新規購入はなし。
大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。	関係各課	・事例なかったが、推進に努める。（都市計画課）
② 環境放射線対策		
福島第一原発事故による放射性物質の拡散が身近な問題となる中で、情報の把握に努めます。	総務課	・国や県からの通知、報道などとともに、市内で実施した線量の測定結果にも注視している。
環境放射線などについての知識の普及・啓発を行います。	総務課	・ホームページに基本的な対応方針や市内公共施設、農産物などについての放射線量の測定結果を掲示し、啓発を行っている。
	生活環境課	・広報こもろ8月号に掲載
市民の安全の確保及び環境の保全を図るため、放射線測定器により環境放射線などのモニタリング調査を実施します。	総務課	・定期的に市の代表地点（市役所）を調査している。また、補完として市内公共施設の一部も調査している。
	生活環境課	・個人宅の放射線測定実施（12件）
③ 悪臭防止対策臭		
事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。	生活環境課	・悪臭について指導件数（1件）
	農林課	・堆肥の野積みに対する苦情申立てがあり、耕起するよう指導をした。
定期的な大気汚染調査の実施と調査結果を公表します。	生活環境課	・県による一般大気環境測定局（旧小諸保健所）における二酸化窒素・光化学オキシダントの常時監視 ・市による二酸化窒素広域調査1回実施 ・環境白書で公表

工場・事業所の排出ガスに対する規制・指導を県と連携を図りながら行います。	生活環境課	・指導事例ありませんでしたが、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に沿って、悪臭・環境汚染防止に努める。
--------------------------------------	-------	--

(2) 水環境・土壌環境の保全

①生活用水・事業所排水対策

市民に対し、生活排水に関する啓発を行い、河川の水質保全を推進します。	下水道課	・広報こもろでPR ・浄化槽の維持管理の点検年1回（指導92件）
	生活環境課	・河川別（12河川水）年6回水質検査実施
事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」「下水道法」など関連法令に基づき監視・指導を徹底します	下水道課	・事業所（特に飲食店）のグリーストラップ水質検査及び指導（7件） 広報こもろでPR（2月）
	生活環境課	・特定施設について公害防止監視員と合同で立入調査2回実施（事業所47カ所）

②下水道などの整備の推進

公共下水道や農業集落排水の整備・普及を推進します。	下水道課	・公共：51.1%（前年50.3%） ・特環：11.2%（前年11.1%） ・農集：21.4%（前年21.2%）
公共下水道、農業集落排水への接続率（水洗化率）の向上を図ります。	下水道課	・公共：86.8%（前年87.6%） ・特環：81.5%（前年78.4%） ・農集：77.6%（前年77.6%）
公共下水道、農業集落排水処理施設の区域外における合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、浄化槽の適正な管理を指導します。	下水道課	・浄化槽補助基数178基（24年度は上乘せ補助減額前の最後の年）
水道水源水質検査を実施し、水道水源・湧き水の保全に努めます。	上水道課	・水道法施行規則に基づき、39項目の水質検査を実施した。
	生活環境課	・地下水（井戸）の検査（40箇所）
定期的な河川・地下水汚染調査の実施と調査結果を公表します。	生活環境課	・河川調査年6回実施 地下水汚染調査年1回調査（40箇所） 環境白書にて公表
河川パトロールなどにより、河川への不法投棄対策を行います。	生活環境課	・信濃川を守る協議会による河川パトロール春・秋2回実施 ・佐久漁業協同組合への河川周辺パトロール業務の委託
河川愛護団体（10団体）による河川清掃などの実施に	建設課	・河川愛護団体（10団体）による河川清掃の実施。

より、河川の愛護意識の高揚を図ります。

(3) 騒音・振動対策

①自動車交通騒音対策

国や県に対し、地域の幹線道路における騒音対策の実施を要請します。

生活環境課

・東日本高速道路(株)にて上信越自動車道小諸市甲先 23m 遮音壁設置

市道などの道路の適正な維持・管理に努めます。

建設課

・2、150 件の。補修等の実施

マイカーの利用自粛、公共交通機関の利用を呼びかけ、交通量の抑制を図ります。

生活環境課

・小諸すみれ号の利用斡旋

総務課

・車の相乗り・徒歩通勤の呼びかけ

②事業活動などに伴う騒音・振動対策

事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。

生活環境課

・騒音・振動苦情申立に対する測定、指導実施（3件）

特定建設作業における近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音施設の設置、低騒音型機械の使用などの徹底を図ります。

生活環境課

・特定建設作業届出（9件）

苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。

生活環境課

・小諸市環境条例に基づき対応。公害防止監視員との連携により未然防止に努めた。

(4) 有害化学物質対策

①有害化学物質の排出防止対策

廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、不法投棄や燃焼不適物の屋外焼却、小型焼却炉などに対する規制・指導・監視を強化します。

生活環境課

・野焼きの適正指導（44件） 小型焼却炉指導（1件）

事業者に対し、県と協力し産業廃棄物の適正処理の徹底を指導します。

生活環境課

・違法排出事案はありませんでしたが、あった場合には徹底指導に努める。

PCB・ダイオキシン・アスベストなど有害化学物質の適正処理を指導します。

生活環境課

・処理について依頼はありませんでしたが、あった場合には適正な処理に努める。

有害化学物質に関する情報収集に努め、市民に対し正確で適切な情報を提供します。

生活環境課

・光化学オキシダントの情報をホームページに掲載。

	苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速で適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。	生活環境課	・苦情事例ありませんでしたが、未然防止に努める。
(5) さまざまな公害への対策			
①さまざまな公害への対策			
	融資制度や助成制度などにより、事業者の積極的な公害防止活動に対して支援を行います。	商工観光課	・技術開発等活動事業助成金（産学官連携共同技術開発）1件 産学官連携協議会における技術相談（2社）
	事業者に対し、公害防止対策の徹底を指導します。	生活環境課	・苦情のあった事業所には、小諸市環境条例に基づき指導（17事業所）
	企業の拡張や新規の進出に当たっては、環境保全協定書の締結・公害の未然防止の対策を講じさせるとともに、周辺地域との調和を保つよう努めます。	商工観光課	・O-SOLAエナジー(株)H25.3.27 芝生田区
		生活環境課	・環境保全（公害）防止協定（1件）
(6) 廃棄物の適正処理			
①廃棄物の適正処理			
	一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進します。	生活環境課	・広報こもろで毎月分別をPR。 ・事業系ごみの排出及び搬入（展開）検査を実施し、指導した。イーステージで毎月点検実施。相生町で年3回点検実施。
	リゾート開発者、事業者、別荘居住者、共同住宅経営者等に対して、ごみ排出ルールの一層の徹底を図ります。	生活環境課	・事業系ごみの適正排出をパンフレットにて周知した。 ・別荘地や集合住宅の集積所へ、ごみ・資源収集カレンダーを設置した。 ・違反排出者等へ直接指導した。
	廃棄物焼却、基準を満たしていない焼却炉などに対する規制・指導・監視を強化します。	生活環境課	・小型焼却炉指導実施（1件）
	ごみの適正処理を図るため、ごみ焼却施設、最終処分場、資源化施設の整備を進めます。	生活環境課	・リサイクル施設併設の新焼却施設建設事業の推進を図った。（単独建設方針決定等） ・野火附最終処分場の稼働期限の延長について地元区と合意できた。
	ごみの排出ルールと資源回収の一層の徹底を図ります。	生活環境課	・広報こもろで毎月分別方法を掲載 ・ごみ・資源収集カレンダー等により周知した。
(7) 廃棄物の資源化			
①廃棄物の資源化の推進			
	3R運動「リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、	生活環境課	・広報こもろに毎月掲載

	リサイクル（再資源化）」の普及啓発に努めます。		
	事業者に容器回収や簡易包装を呼びかけるとともに、小諸市レジ袋削減推進委員会では、毎月 5 日を「ノーレジ袋デー」として、市民に買い物袋持参運動を推進します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減へ向け、店頭キャンペーンを実施した。（毎月 5 日） ・プレママ教室で啓発した。（12 回）
	地域の資源回収などの活動を支援します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・資源回収報奨金を交付した。（499 件、1,302 t、8,566 千円）
	不用品交換システムの活用に関する情報提供を行いながら、リユースを推進します。	市民課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報こもろの不用品コーナーにて P R。116 件登録のうち 50 件成立（成立率 43.1%）
（8）不法投棄対策			
①不法投棄対策			
	不法投棄防止看板の設置や広報紙などの活用による啓発活動を行います。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄看板及び杭等を希望者へ配布するとともに、重点地区へ設置した。看板設置（78 箇所）
	不法投棄の監視カメラを活用するとともに、監視パトロールを強化します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄の抑制を図った。 ・不法投棄防止パトロール及び不法投棄物の回収を週 1 回実施した。
	道路などにおけるたばこの吸い殻やペットのふん・ごみの放置などに対し「小諸市ポイ捨て防止等美しい環境づくりを進める条例」を踏まえ市民に対し啓発します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットのふん放置防止の看板（40カ所） 不法投棄禁止の看板（78 箇所）設置
（9）交通環境の整備			
①安全・安心な道をつくる			
	歩行者などが安心して通れる、生活道路の整備及び維持補修を進めます。	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・地元要望に対し、289 件総延長 10,459 m の整備及び補修工事を実施。
	冬期間の自動車などの通行の安全確保のため幹線道路の除融雪を行い、融雪剤の使用は環境に配慮します。	建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・指定された路線について、除融雪の実施。融雪剤は主に塩化ナトリウムを散布。融雪剤 340,825 kg の使用。
	子供たちの通園・通学路の安全確保を図ります。	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・8月22日、24日に通学路における緊急合同点検を実施。参加者は、小諸市のほか小諸警察署、佐久建設事務所、国交省上田出張所等。
		子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園は、保護者による送迎が原則であるため、散歩や遠足等の際に交通安全の意識を高める取り組みを行った。

	交通事故を未然に防止するために、「セーフコミュニティこもろ」の取り組みをはじめとし、危険箇所の調査など行うとともに、道路標識や信号機、街路灯、ガードレール、反射鏡等の交通安全施設の整備充実を推進します。	建設課	・ガードレール L=59.5m・反射鏡 N=31 基・区画線 L=18,466m等を設置	
		都市計画課	・相生町通り街路灯設置 10 基	
		農林課	・農村のみち、深沢地区工事施工の際、落石防止の看板やガードレール、カーブミラー設置を行った。	
		生活環境課	・高齢者光ってナイトセーフティ（4月に実施） 歩行者3ピカ運動（年2回実施）	
	幹線道路の整備により市民の利便性向上を図ります。	建設課	・幹線道路（一級市道）の整備 39 路線 L=3,185m	
		都市計画課	・対象となる事業はありません。	
	段差解消、スロープ、視覚障がい者誘導ブロックの設置など、高齢者や障がい者が安全に歩くことができる道づくりを推進します。	関係各課	・相生町通り 歩道整備 L=180m（都市計画課）	
			・歩道設置 L=130m（建設課）	
	②公共交通機関の利用促進			
	しなの鉄道や JR 小海線の整備充実を、沿線市町村との連携を図りながら推進するとともに、しなの鉄道がより身近な交通機関として市民にやさしく親しまれるようなバリアフリー化など、小諸駅の整備を図り魅力ある交通拠点を形成します。	企画課	・しなの鉄道活性化協議会、しなの鉄道沿線市町担当課長会議へ参画し、増便事業等の利用促進事業を関係市町村と共同で実施	
都市計画課		・対象となる事業はありません。		
企画課		・しなの鉄道活性化協議会、しなの鉄道沿線市町担当課長会議へ参画し、増便事業等の利用促進事業を関係市町村と共同で実施。		
市民や観光客などに対し、しなの鉄道の利用促進のためのPRを行います。	商工観光課	・しなの鉄道主催事業に対して観光協会との連携協力や、しなの鉄道沿線観光協議会を中心に沿線自治体で連携した観光物フェアを実施。		
地域住民の足の確保のため、利用者のアンケート調査などを行い、ニーズを把握し、小諸すみれ号の利便性の更なる向上を図ります。	生活環境課	・地域住民の身近な足として、さらなる利便性の向上ためにアンケート調査を実施しました。調査結果をまとめ要望一覧にしコミュニティ交通協議会で、意見等の集約をしました。 小諸すみれ号運行車両7台 11路線 平成24年度乗車人員90,643人		
(1)「共に取り組むCO ₂ 削減計画小諸」「エコオフィスこもろ」の推進				
①温室効果ガスの排出量の削減				

共に取り組むCO ₂ 削減計画こもろ(小諸市地球温暖化対策地域推進計画)を市民、事業者と一体となって推進します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関利用の斡旋。 エコドライブの普及啓発の実施。 小諸市環境大賞の実施
エコオフィスこもろ(小諸市役所地球温暖化防止実行計画:電気、コピー用紙、燃料、水道の使用量、ごみ排出量の削減)を実践し、公共施設から発生する温室効果ガスの削減を図ります。	総務課	<ul style="list-style-type: none"> 年2回エコオフィス推進委員会を開催し、エネルギーの節約、ゴミの削減に取り組んだ。
小諸市環境大賞・環境家計簿・朝顔バンクなどの取り組みを通じCO ₂ 削減を推進します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 小諸市環境大賞実施 181点の応募。環境家計簿26件 朝顔バンク14件
(2) 低炭素社会への移行推進		
①再生可能エネルギーの積極活用の推進		
水力発電やバイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの新技术について、情報収集と研究を進めます。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 県企業局と深沢ダムの小水力発電の可能性研究実施
太陽光発電促進のための啓発活動を行います。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 住宅用余剰電力買い取り制度により個人住宅件数 225件設置
企業の太陽光発電導入を推進します。	商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電施設設置事業助成金(1年目)4件(7,908,000円)
公共施設への太陽光発電システムを導入します。	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> 学校太陽光発電所グリーン電力活用事業の実施。 見晴らし交流館に設置。(5.1kw)
廃棄物の再資源化、森林資源の循環によるエネルギーの利用について調査研究、情報提供や普及促進を図ります。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみの堆肥化、廃食用油のディーゼル燃料化、ごみの分別を図り再資源化を推進。資源回収報奨金を交付した。(499件、1,302t、8,566千円)
	企画課	<ul style="list-style-type: none"> 情報の把握に努めた。
	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ペレットストーブ導入者に補助しペレット利用を促進し、間伐材の有効利用によりCO₂の削減に寄与。
生ごみの堆肥化や廃食用油のバイオディーゼル燃料化など、廃棄物を有効に利用します。	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみは、浅麓環境衛生センターで堆肥化。廃食用油は、福祉企業センターでバイオディーゼル燃料にして小諸すみれ号2台に活用している。
	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において市の施設で資源化
薪・チップ・ペレットなど、エネルギーとしての間伐材の利用を推進します。	農林課	<ul style="list-style-type: none"> ペレットストーブ導入補助 1台10万円
下水汚泥・浄化槽汚泥を資源として有効利用をします。	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 浅麓汚泥再生処理センターで資源化

②省資源・省エネルギーの推進			
	公共施設において省資源・省エネルギーに取り組むとともに、市民・事業者に対してもPRを行います。	関係各課	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房費や照明の電気代の節約に努めた（空調の設定温度を夏28度、冬20度。昼食時の消灯、使用しない時の居室や廊下の消灯）（保健センター） ・園児の活動に裏紙等を利用するなど、省資源の取り組みを行った。また、小諸市環境大賞に応募することで、園児の活動を通して、保護者に環境の取り組みの必要性をアピールした。（子ども育成課）
	公共交通機関や自転車の利用、徒歩での移動、自動車の相乗りなどをPRして、自動車利用を見直す意識を高めます。	生活環境課	・小諸すみれ号の利用斡旋。
		総務課	・ノーマイカーデーを実施することにより、徒歩、自転車通勤者が増えている。
	省エネルギー型機器導入を推進します。	生活環境課	・該当事例はありませんでしたが、太陽光発電等の推進と併せ、推進に努める。
		総務課	・市民課ロビー、市長室等におけるペレットストーブの使用
	アイドリングストップ・エコ運転など、環境への負荷の少ない運転方法について講習会を開催するなど積極的にPRします。	生活環境課	・講習会の実施ありませんでしたが、チラシ・ポスターでPRを行いました。
市は、ハイブリッドカーなどのエコカーの導入を率先して行います。	財政課	・市外等長距離の出張等に、所有するハイブリッドカー4台を通年で使用し、燃料の節約、環境への負荷の低減を図った。	
③雨水利用の推進			
	公共施設において雨水利用を進めます。	関係各課	・グリーンカーテンの散水については雨水を利用した。（生活環境課）
	市民や事業者に対して雨水利用についてPRします。	関係各課	・グリーンカーテン栽培の説明看板を設置し、PRした。（生活環境課）
	公共事業において、できるだけ透水性舗装を採用します。	関係各課	・未実施（施工費が高く、高コストの割に効果が薄いため）（建設課）
自ら学び、	(1) 環境学習の推進		
	①環境学習の推進		
	学校や地域における環境教育やイベントの開催を通して、意識啓発を図ります。	学校教育課	・各学校において実施。
		生涯学習課	・出前講座「新焼却施設建設事業について」2件
		生活環境課	・野火附埋立処理場施設見学時の講師（職員）派遣
農林課		・森林教室実施（市内小学5年生389名参加）	

出前講座、施設見学、自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。	学校教育課	・各学校において実施。
	生涯学習課	・出前講座「ごみの分別相談所」1件
	生活環境課	・自然観察会1回（6月）参加人数17名。
小・中学校での環境保全に対し前向きに取り組む姿勢を育むことを目的とした学校版ISOに取り組みます。また、環境緑化の学習の一つとしてとらえ、グリーンカーテンを推進するとともに、学校校庭芝生化の試行を踏まえ効果について更に研究を進めます。	農林課	・森林教室実施（市内小学5年生389名参加）
	学校教育課	・学校版ISOは実施しないことに決定。 ・グリーンカーテンは各学校において実施。 ・校庭の芝生化は水明小学校で実施済み。
環境フォーラムの開催などを通して、環境の保全に関する様々なテーマについて、市民・事業者・市による話し合いの場をつくと共に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会経済システムやライフスタイルへの移行を市民・市民団体・事業者・市が一体となって進めます。	生活環境課	・埋立処理場の施設見学の受入をした。 環境フォーラムを2月に実施し、リコージャパン株式会社より講師を招き、環境経営と生物多様性保全活動についての講演を行いました。（受講者50名）
②環境情報の提供		
広報誌やホームページなどを通して、環境に関する情報の提供・PRを行います。	生活環境課	・ホームページでPR実施。
本計画の進行状況について「小諸市環境白書」により公表します。	生活環境課	・平成24年版小諸市環境白書作成（平成24年12月発行）
（2）環境に配慮した活動の推進		
①環境に配慮した活動の推進		
市民、事業者、団体、行政区などの積極的な環境保全活動を支援します。	関係各課	・消費者の会による環境美化活動の支援（1回）（市民課）
環境家計簿など、環境にやさしい暮らしについてPRします。	生活環境課	・家庭で排出される二酸化炭素排出量を知ること、温暖化対策や節約に役立ててもらうことを目的に、環境家計簿を全世帯に配布。25件の提出があり。
環境に係る取り組みの市民組織として、環境懇談会を	生活環境課	・平成24年度の懇談会開催はありませんでしたが、年1回程度開催したい。

	継続します。		
	こどもエコクラブ活動の支援をします。	生活環境課	・せせらぎサイエンス事業のPR（6月）
	環境保全のための先進的な取り組み活動についてPRします。	生活環境課	・環境白書に掲載。
	環境保全協定（公害防止協定）の締結を事業者に指導します。	生活環境課	・環境保全（公害）防止協定 1件
		商工観光課	・該当事例なし（長野県パトロール(株)ISO27001取得）
	事業所のISOなどの環境マネジメントシステムの取得を支援します。	生活環境課	・取得事例なかったが、支援に努める。
		商工観光課	・該当事例なし（長野県パトロール(株)ISO27001取得）

参考資料

1 小諸市のごみ処理状況（平成24年4月現在の状況）

(1) ごみ処理のながれ

区分	燃やすごみ	埋立ごみ	資源物 (缶・びん・ペットボトル・古紙類・古布類・プラスチック製容器包装)	生ごみ
収集区域	市全域	市全域	市全域	市全域
排出場所	区集積所	区集積所	区集積所	区集積所
収集回数	市全域 1回/週	市全域 1回/4週	①缶・びん 市全域1回/2週 ②ペットボトル・古紙類・古着類 市全域1回/月 (ペットボトル5~10月は2回/月) ③プラスチック製容器包装 市全域1回/週	市全域 2回/週
排出容器	指定袋	指定袋	①缶・びん コンテナ ②ペットボトル 専用ネット ③古紙類・古着類 紙紐等で束ねる ④プラスチック製容器包装 指定袋	指定袋
収集体制	直営・委託	委託	直営・委託	委託
運搬方法	塵芥収集車	塵芥収集車	①缶・ペットボトル・古紙類・古着類・プラスチック製容器包装 塵芥収集車 ②びん リサイクル収集車	塵芥収集車
処理施設	イー・ステージ(株)	野火附廃棄物埋立処理場	①缶・古紙類・古着類 資源回収業者 ②びん・ペットボトル・プラスチック製容器包装 資源再生業者	浅麓汚泥再生処理センター

(2) 処理施設の概要

① 直 営

区 分	埋 立 ご み
施設名 (所在地)	野火附廃棄物埋立処理場 (小諸市大字御影新田 4 7 8 - 3)
事業費 (供用開始)	約 4 億円 (平成 1 6 年度)
規 模 等	埋立面積 : 5, 400 m ² 埋立容量 : 29, 000m ³ 処理方法 : 管理型・セル工法による準好気性埋立方式 中間処理 : 破砕機による破砕処理
職 員 数	市職員 1 人・委託 7 人

② 共同処理

区 分	生 ご み
施設名 (所在地)	浅麓汚泥再生処理センター (小諸市甲 1 8 4 5)
供 用 開 始	平成 1 8 年度
規 模 等	処理方式 : 高負荷脱窒素処理 + 資源化处理 (バイオガス発電、肥料) 処理能力 : 1 9 t / 日 (生ごみ)
運 営 主 体	浅麓環境施設組合 (一部事務組合)

③ 委 託

区 分	燃 や す ご み
施設名 (所在地)	イー・ステージ (株) (小諸市大字平原 3 0 9 - 1)
規 模 等	処理方式 : 流動床式 処理能力 : 20 t / 日 処理方式 : ストーカ式 処理能力 : 90 t / 日

IV 処理量の推移

1. 種類別

(単位：t)

種 類	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
燃 や す ご み	5,524	5,318	5,512	5,700	5,679	99.6%
埋 立 ご み	560	575	543	553	574	103.8%
生 ご み	2,753	2,609	2,570	2,557	2,600	101.7%
合 計	8,837	8,502	8,625	8,810	8,853	100.5%

2. 種類別内訳

(1) 燃やすごみ

(単位：t)

種 類	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
市 収 集	3,216	3,195	3,278	3,343	3,395	101.6%
自 己 搬 入	135	76	78	226	259	114.6%
事 業 系	2,173	2,047	2,156	2,131	2,025	95.0%
合 計	5,524	5,318	5,512	5,700	5,679	99.6%

(2) 埋立ごみ

(単位：t)

種 類	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
市 収 集	362	356	355	352	346	98.3%
自 己 搬 入	63	109	59	108	119	110.2%
事 業 系	51	36	44	36	35	97.2%
区 内 清 掃	41	26	31	24	21	87.5%
そ の 他	43	48	54	33	53	160.6%
小 計	560	575	543	553	574	103.8%
焼 却 灰	468	123	26	4	0	0.0%
合 計	1,028	698	569	557	574	103.1%

(3) 生ごみ

(単位：t)

区 分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
市 収 集	1,668	1,576	1,494	1,475	1,475	100.0%
事 業 系	1,085	1,033	1,076	1,082	1,125	104.0%
合 計	2,753	2,609	2,570	2,557	2,600	101.7%

(4) 資源物

(単位：t)

区 分		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
ガラスびん	無 色	166	171	162	160	158	98.8%
	茶 色	147	152	143	145	136	93.8%
	その他の色	77	66	61	61	67	109.8%
	小 計	390	389	366	366	361	98.6%
缶		126	122	117	112	110	98.2%
紙 パ ッ ク		1	2	2	2	2	100.0%
ペットボトル		71	66	67	56	59	105.4%
プラスチック製 容器包装		414	397	413	421	413	98.1%
古 紙 類	新 聞 紙	389	351	360	322	327	101.6%
	雑誌・雑がみ	651	602	589	578	553	95.7%
	段 ボ ー ル	147	134	127	130	135	103.8%
	小 計	1,187	1,087	1,076	1,030	1,015	98.5%
古 着 ・ 古 布		194	185	185	222	239	107.7%
庭 木 剪 定 枝		100	167	210	228	264	115.8%
廃 食 用 油 (※)		2	6	9	9	7	77.8%
廃 乾 電 池		12	9	8	7	10	142.9%
廃 蛍 光 管		7	5	5	5	6	120.0%
合 計		2,504	2,435	2,458	2,458	2,486	101.1%

(5) 資源回収

(単位：t)

区 分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	前年度対比
古 紙 類	1,257	1,216	1,214	1,201	1,250	104.1%
金 属 類	35	32	32	31	29	93.5%
び ん 類	10	8	7	8	7	87.5%
廃 食 用 油	0	1	1	1	1	100.0%
(参考：申請件数)	(406)	(402)	(468)	(477)	(499)	—
合 計	1,302	1,257	1,254	1,241	1,287	103.7%

2 環境基準及び規制基準

(1) 大気関係

○大気汚染に係る環境基準

物質名	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.02mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.02mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

備考 工業専用地域、車道その他の一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

○ダイオキシン類対策特別処置法に基づく環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

○光化学オキシダント発令基準

注意報	オキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上のとき
警報	オキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上のとき
重大警報	オキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上のとき

(2) 水質関係

○水質汚濁に関する環境基準

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/リットル以下	1,1,1-トリクロロエチレン	1mg/リットル以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/リットル以下
鉛	0.01mg/リットル以下	トリクロロエチレン	0.03mg/リットル以下
六価クロム	0.05mg/リットル以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/リットル以下
砒(ひ)素	0.01mg/リットル以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/リットル以下
総水銀	0.0005mg/リットル以下	チウラム	0.006mg/リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/リットル以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.02mg/リットル以下	ベンゼン	0.01mg/リットル以下
四塩化炭素	0.002mg/リットル以下	セレン	0.01mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/リットル以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/リットル以下	ふっ素	0.8mg/リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/リットル以下	ほう素	1mg/リットル以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

3 海域においては、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

②地下水の水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/リットル以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/リットル以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/リットル以下
鉛	0.01mg/リットル以下	トリクロロエチレン	0.03mg/リットル以下
六価クロム	0.05mg/リットル以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/リットル以下
砒素	0.01mg/リットル以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/リットル以下
総水銀	0.0005mg/リットル以下	チウラム	0.006mg/リットル以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/リットル以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/リットル以下
ジクロロメタン	0.02mg/リットル以下	ベンゼン	0.01mg/リットル以下
四塩化炭素	0.002mg/リットル以下	セレン	0.01mg/リットル以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/リットル以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/リットル以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/リットル以下	ふっ素	0.8mg/リットル以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/リットル以下	ほう素	1mg/リットル以下

備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

○生活環境の保全に関する環境基準

① 河川

ア BOD等

項目 累計	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度(PH)	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌 群数	
AA	水道1級、自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml 以下	別に水域累計ごとに指定する水域
A	水道2級、水産 1級、水浴、B 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN / 100ml 以下	
B	水道3級、水産 2級、C以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN / 100ml 以下	
C	水産3級、工業 用水1級、D以 下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級、 農業用水、Eの 欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/ℓ 以上	—	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 利用目的の適応性に掲げる用語は、次のとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。

〃 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。

〃 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。

水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水生水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

〃 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水生水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

〃 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水生水域の水産生物用

工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む。）において不快感を生じない限度

イ 全亜鉛

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当 水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	別に水域累計ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	

備考1 基準値は、年間平均値とする。

[水質汚濁に係る規制基準]

○水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

①有害物質に関する項目

単位：(mg/ℓ)

物質名	許容限度	物質名	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.1	1,1-ジクロロエチレン	0.2
シアン化合物	1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
有機燐化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
鉛及びその化合物	0.1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
六角クロム化合物	0.5	1,3-ジクロロプロペン	0.02
砒素及びその化合物	0.1	チラウム	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	シマジン	0.03
		チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと	ベンゼン	0.1
PCB	0.003	セレンおよびその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.3	ほう素及びその化合物	10
テトラクロロエチレン	0.1	ふっ素及びその化合物	8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100
四塩化炭素	0.02		
1,2-ジクロロエタン	0.04		

(注) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物についての排水基準は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量による。

②生活環境に関する項目

項目	許容限度	項目	許容限度
pH	5.8～8.6	ノルマルヘキササン抽出物質	鉍油類 5 mg/ℓ
BOD	160 (日間平均 120) mg/ℓ		動植物油脂類 30 "
COD	160 (日間平均 120) "	銅	3 "
SS	200 (日間平均 150) "	亜鉛	2 "
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/ c m ²	溶解性鉄	10 "
窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/ℓ	溶解性マンガン	10 "
燐含有量	16 (日間平均 8) "	クロム	2 "
フェノール類	5 "		

(3) 騒音・振動関係

○騒音に係る環境基準

①道路に面する地域以外の地域の騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値		類型をあてはめる地域
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)	
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下	環境基本法第 16 条第 2 項の規定により県知事が類型ごとに指定する地域
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下	
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	

(注) 1 AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

2 A :専ら住居の用に供される地域

3 B :主として住居の用に供される地域

4 C :相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域の騒音に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する道路	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

③幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道(4車線以上)をいう。

④騒音に係る環境基準の類型指定

地域の種類 市町村名	A	B	備考
小 諸 市	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 住居地域 付表の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の地域	昭和56年12月28日 長野県告示第 918号

備考 この表において、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域をいう。付表の地域は省略する。

○騒音・振動に係る規制基準

①特定工場等に係る規制基準

騒音

時間の区分 区域の区分	昼間（8時～18時）	朝（6時～8時） 夕（18時～21時）	夜間（21時～翌6時）
第 1 種 区 域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
第 2 種 区 域	60	50	50
第 3 種 区 域	65	65	55
第 4 種 区 域	70	70	65

備考1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2 第2・3・4種区域内の所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

振動

時間の区分 区域の区分	昼間（7時～19時）	夜間（19時～翌7時）
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70	65

備考1 規制基準は、特定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度をいう。

2 第2・3・4種区域内の所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、それぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

○特定建設作業に係る規制基準

①騒音

区域区分	第1号区域	第2号区域
敷地境界線での値	85 デシベル	
作業ができない時間	午後7時～翌日の午前7時	午後8時～翌日の午前6時
一日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日、休日の作業は禁止	

(注) 1 規制を受ける作業の種類

- ①くい打機を使用する作業
- ②びょう打機を使用する作業
- ③さく岩機を使用する作業
- ④空気圧縮機を使用する作業
- ⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ⑥バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業

2 区域の区分

- ①第1号区域：第1種区域及び第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、保育所、病院のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
- ②第2号区域：第3種区域及び第4種区域のうち上記以外の区域

②振動

区域区分	第1号区域	第2号区域
敷地境界線での値	75 デシベル	
作業ができない時間	午後7時～翌日の午前7時	午後10時～翌日の午前6時
一日の作業時間	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと
作業期間	連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日、休日の作業は禁止	

(注) 1 規制を受ける作業の種類

- ①くい打機を使用する作業
- ②びょう打機を使用する作業
- ③さく岩機を使用する作業
- ④空気圧縮機を使用する作業
- ⑤コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業
- ⑥バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業

2 区域の区分

- ①第1号区域：第1種区域及び第2種区域のうち学校、保育所、病院のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域内
- ②第2号区域：第2種区域のうち上記以外の区域

(4) 悪臭関係

○悪臭に係る規制基準

①規制地域の指定区分

区分	地域
第1地域	1 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域 2 学校、病院の周辺の地域
第2地域	1 都市計画法に基づく工業地域及びこの地域に相当する地域 2 都市計画法に基づく工業専用地域のうち、悪臭により住民の生活環境が損なわれていると認められる地域 3 第1地域並びに第2地域の1及び2を除く地域で悪臭に対する順応のみられる地域

②敷地境界線の地表における規制基準

悪臭物質	規制基準		悪臭物質	規制基準	
	第1地域	第2地域		第1地域	第2地域
アンモニア	2 ppm	5 ppm	イソバレラルデヒド	0.003	0.006
メチルメルカプタン	0.004	0.01	イソブタノール	0.9	4
硫化水素	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7
硫化メチル	0.05	0.2	メチルイソブチルケトン	1	3
トリメチルアミン	0.02	0.07	トルエン	10	30
二硫化メチル	0.03	0.1	キシレン	1	2
アセトアルデヒド	0.1	0.5	スチレン	0.8	2
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	プロピオン酸	0.07	0.2
ノルマルバレラルデヒド	0.009	0.03	ノルマル酪酸	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	ノルマル吉草酸	0.002	0.004
ノルマルバレラルデヒド	0.009	0.02	イソ吉草酸	0.004	0.01

③排水に含まれる悪臭物質に係る規制基準

排出水量 (m ³ /秒)	0.001 以下		0.001～0.1		0.1 以上	
	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域	第1地域	第2地域
メチルメルカプタン	0.06	0.2	0.01	0.03	0.003	0.007
硫化水素	0.3	1	0.07	0.2	0.02	0.05
硫化メチル	2	6	0.3	1	0.07	0.3
二硫化メチル	2	6	0.4	1	0.09	0.3

④長野県環境審議会答申における規制基準（平成9年1月23日）

	敷地境界線における規制基準	
	第1地域	第2地域
臭気指数の範囲	10 ～ 15	12 ～ 18

(5) 土壌関係

○土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件 (検液中・農地)	項目	環境上の条件 (検液中)
カドミウム	0.01mg/ℓ以下、参米中 濃度は1mg/kg未満	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
有機燐	検出されないこと	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
鉛	0.01mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
六角クロム	0.05mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下、土壌中 濃度（田に限る） 15mg/kg未満	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
		1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
		チウラム	0.006mg/ℓ以下
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
銅	土壌中濃度（田に限る） 125mg/kg未満	セレン	0.01mg/ℓ以下
		ふっ素	0.08mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下		

(6) 放射性物質の基準値

①食品中の放射性物質の基準値

食品群	基準値 (単位: ベクレル/ kg)
一般食品	100
乳児用食品	50
牛乳	50
飲料水	10

②薪・木炭等の指標値

検体	指標値 (単位: ベクレル/ kg)
薪	40
木炭	280

③小諸市の除染基準

○ 生活空間

	国		小諸市	
	測定高さ	除染基準	測定高さ	除染基準
一般的な生活空間 放射性物質汚染対処特措法の汚染状況重点 調査地域	50cm ~1m	地域の平均で 0.23 μ Sv/h 以上	—	—
子どもが利用する施設				
幼稚園	校庭・園庭	50cm	1 μ Sv/h 以上	地表 0.23 μ Sv/h 以上
保育園	その他生活空間 (砂場、遊具等)	—	—	
小学校				
中学校	校庭	1m	1 μ Sv/h 以上	
高校	その他生活空間	—	—	
児童館 等	生活空間 (庭、砂場、遊具等)	—	—	

○ 局所的な箇所における基準

	国		小諸市	
	測定高さ	除染基準	測定高さ	除染基準
雨どい、側溝、草地等	1m	周辺より 1 μ Sv/h 以上	地表	1 μ Sv/h 以上

3 環境関係用語の解説

頭文字	用語	解説
ア	アイドリング・ストップ	自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの使用をやめること。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制できる。
	亜硫酸ガス (硫黄酸化物)	刺激性の強い腐食性のある有毒なガスで、代表的なものに二酸化硫黄があり、重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。
	一般廃棄物	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、ごみは商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた、「家庭ごみ」に分類される。
	オゾン	腐食性が高く、生臭く特徴的な刺激臭を持つ有毒物質である。大気中にもごく低い濃度で存在している。
	温室効果ガス	太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を温め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。大気中には、この赤外線を貯える「温室効果ガス」があり、これにより大気温度が上昇する。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素など6種類を規定している。
カ	合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯などに使用した水）を併せて処理する浄化槽のこと。
	環境基準	大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの。
	環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、公害の発生や自然環境の破壊といった環境の保全上の支障が生じるおそれのある環境への影響。
	揮発性有機化合物	化学構造に塩素を含む有機化合物のうち、揮発性のある物質の総称。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が代表的なものである。金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。難分解性のうえ毒性があり、粘度・表面張力が水より小さく、水よりも重いため、地下に浸透し地下水汚染につながる。
	グリーンカーテン	ゴーヤや朝顔類などのツル植物をネットに絡ませて窓を覆うもので、カーテンやシェード風に仕立て、窓からの日差しを遮り、室内温度の上昇を抑制するとともに、植物の蒸散作用によって周囲を冷やすことが期待できるといった、省エネに有効な手段のひとつである。
	グリーン電力	自然エネルギーから生まれた電力に対しては、環境負荷を与えない 風力、太陽光、バイオマス、マイクロ水力、地熱などで発電された電気や、これを選んで購入するしくみを、「グリーン電力」という。

頭文字	用語	解説
	光化学オキシダント	工場や自動車などから排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。人や植物に有害である。
サ	酸性雨	工場、自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれて生じる概ね pH5.6 以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは、湖沼、森林の生態系が影響を受けるなど、大きな社会問題になっている。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するほか、知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。
	COD (化学的酸素要求量)	有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	臭気指数	臭気濃度を指数尺度のレベル表示したもの。数値の大きさの差異が感覚的強度の大きさの差異と同程度になるように臭気濃度を対数表示したものである。
	硝酸性窒素	窒素化合物のうち、硝酸性塩として含まれている窒素のこと。窒素肥料や家畜のふん尿、工場排水などに含まれる窒素が環境中で微生物に分解されて生成する硝酸性窒素 (NO ₃ -N) と、中間生成物の亜硝酸性窒素 (NO ₂ -N) がある。
タ	ダイオキシン類	物の燃焼等の過程で非意図的に生成され炭素、水素、酸素、塩素で構成される化合物。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性も強いものがある。
	地球温暖化	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー (赤外線) が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいう。
	窒素酸化物	窒素と酸素の化合物の総称で、化石燃料やその他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO ₂) が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、酸性雨や光化学スモッグの原因物質の一つである。
	底質	環境基本法における公害の定義では、水質汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、あるいは、水底泥土そのものの性質、形状、含有物等を総称している。
	デシベル (dB)	音の大きさ (音圧レベル) 又は振動の大きさ (振動加速度レベル) を現す単位。
	特定施設	水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法のなかで、「特定施設」という概念を設けて監督規制を行っている。
	土壤汚染対策法	土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

頭文字	用語	解説
ナ	二酸化窒素	燃焼時の高温条件下で空気中の窒素と酸素が化合すること、あるいは窒素をふくむ有機物が燃焼する時に発生します。赤褐色の刺激性の気体で高濃度では、眼や鼻等を刺激し、健康に影響を及ぼす。
	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などを処理し、農村の生活環境を快適にするとともに、公共水域の水質保全や農作物生産条件の改善を図るための事業。
ハ	ばい煙	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、または熱源としての電気の使用に伴って発生する硫黄酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの（有害物質）をいう。
	バイオディーゼル燃料	生物由来の油脂から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーの一つである。
	P R T R 制度	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度。
	B O D （生物学的酸素量）	有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。
	浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状のうち、特に人の健康に影響を与える可能性の大きい粒径 10 ミクロン（0.01mm）以下のものをいい、環境基準が設けられている。
ヤ	有機塩素系溶剤	分子構造の中に塩素を含む有機物質で、溶剤として用いられるものをいう。環境中に排出されると有害性が高いうえに分解されにくいいため、1989年には「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」の特定化学物質に指定され、水質汚濁防止法で有害物質として規制され、排水基準が定められたほか、これを含む汚水や廃液を地下に浸透させることも禁止された。また 1993年には環境基準（健康項目）も設定された。
ラ	類型指定	環境基準が、2以上の類型を定めている場合、それぞれの類型を当てはめる地域または水域を指定することをいう。水質の汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関する環境基準について、各公共用水域の利水目的に合わせて、それぞれの類型を当てはめている。

小 諸 市 環 境 審 議 会 委 員 名 簿

任期:平成25年10月1日～27年9月30日まで
(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属	備 考
相場 瞳子	佐久浅間農業協同組合	
赤尾 興一	一般応募	
大池 猛	小諸市農業委員会	
木村 章一	小諸市公害防止監視員	
高橋 寿夫	小諸商工会議所	
田中 豊	一般応募	
鶴田 紀代利	小諸市衛生自治会	
花岡 洋子	佐久森林組合	
原田 正志	佐久漁業協同組合	
原野 明敏	小諸市建設業協会	
細谷 信治	小諸市区長会	会 長
丸山 美代子	小諸市女性ネット	
渡辺 千恵子	小諸市女性ネット	

5 小諸市公害防止監視員名簿

任期：平成25年8月1日～平成27年7月31日まで

(五十音順、敬称略)

氏 名	推 薦 団 体
尾 沼 孝 幸	北大井区長会
掛 川 澄 子	女性団体連絡協議会
掛 川 卓 二	中部区長会
木 村 章 一	東部区長会
倉 内 さ よ	女性団体連絡協議会
坂 本 一	西部区長会
鈴 木 良 子	女性団体連絡協議会
田 崎 脩	三岡区長会
田 中 寿 男	東南部区長会
土 屋 満 夫	川辺区長会
土 屋 勇 市	大里区長会
富 岡 勝 重	農業委員会
林 功	南大井区長会
原 田 正 志	佐久漁協
水 上 剛 司	北大井区長会
柳 沢 保 広	西小諸区長会

環境懇談会名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	氏 名
井 出 宣 子	塩 川 千 広
鵜 飼 良 郎	篠 岡 恒 悦
太 田 史 夫	鈴 木 秀 行
大 森 恵 美 子	武 智 弘 子
柏 木 克 計	千 野 久 雄
柏 木 真 理 子	山 内 俊 江
川 村 禮 二	NPO法人こもろ情報広場
小 山 太 郎	

環 境 白 書

(平成 2 5 年版)

平成 2 5 年 1 2 月 発 行

発 行 小 諸 市 市 民 生 活 部 生 活 環 境 課 生 活 環 境 係
〒 3 8 4 - 8 5 0 1
小 諸 市 相 生 町 3 丁 目 3 番 3 号

電 話 0 2 6 7 - 2 2 - 1 7 0 0 内 線 2 1 8

E-mail kankyo@city.komoro.nagano.jp



(市の花 こもろすみれ)

この冊子は再生紙を使用しています